

概要版

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

「ふくい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策及び
事業に関する事務の執行について

令和4年3月

福井県包括外部監査人

木村善路

【 目 次 】

第1章 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した監査テーマ	1
III. 監査テーマを選定した理由	1
IV. 外部監査対象期間	2
V. 外部監査対象機関（部局）	2
VI. 主要な監査目標	2
VII. 外部監査の実施期間	2
VIII. 外部監査人および外部監査人補助者	2
IX. 重要な用語の説明	3
X. 利害関係	3
第2章 ふくい創生・人口減少対策戦略	4
I. 戦略策定の経緯	4
II. 福井県長期ビジョン	5
III. 福井県の人口	7
1. 福井県の人口増加数、増加率及び人口密度	7
2. 県の人口ビジョン	9
(1) 総人口の動向	9
(2) 自然増減の状況	10
(3) 社会増減の状況	11
(4) 県内市町の状況	12
(5) 県民の暮らしの状況	12
3. ふくい創生・人口減少対策戦略の内容	13
(1) 戦略の概要	13
(2) 第1期戦略の成果と課題	15
① 自然減対策の成果と課題	15
② 社会減対策の成果と課題	16
③ ふくい創生対策の成果と課題	17
(3) 第2期戦略における基本目標と政策目標、K P I	18
① 基本目標	18
② 政策目標とK P I	18

第3章 監査対象と監査要点・監査手続	23
I. 監査対象	23
II. 監査要点・監査手続	27
第4章 外部監査の結果 / 総論	32
I. 県の政策・戦略	32
1. 福井県政策オープンイノベーションの理念に基づいた県政運営	32
2. 人口減少対策戦略	35
II. 行政評価（政策評価）	39
1. 行政評価の概要	39
2. 県における行政評価の概要	40
3. 事務事業評価	43
(1) 活動指標・成果指標	43
① 活動指標・成果指標の設定	43
② 指標を使用した分析	45
(2) 事務事業評価の公表	47
① ○○年度事務事業評価結果	49
② ○○年度事務事業評価の対象等	49
③ 各部事務事業カルテ	50
4. 行政評価の問題点の解決の方向性	51
III. 補助金事業	53
1. 補助金支出の法的根拠	53
2. 科目の区別	53
3. 補助金に関する県の規則等	53
4. 補助金事業の評価	55
(1) 補助金事業の判断基準（評価基準）	55
(2) 補助金制度の判断基準（評価基準）及び判断根拠の見える化	56
(3) 市町への補助金	57
(4) カルテ・評価シート	58
(5) 補助金制度の評価・審査体制	59
IV. 契約	60
1. 県における契約手続きの流れ	60
2. 随意契約におけるシステム	63
3. 一者応札	63

4. 契約締結伺兼競争入札(随契)結果報告書	67
(1) 税区分の記載	67
(2) 結果報告書に記載される情報	68
V. 内部統制	69
第5章 外部監査の結果 / 個別事業	73

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した監査テーマ

「ふくい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策及び事業に関する事務の執行について

III. 監査テーマを選定した理由

我が国の人口は、2008年をピークとして人口減少に転じ、減少が加速化し、かつ、少子高齢化が進行している。福井県の人口も国よりも8年早い2000年にピークを迎え、将来の人口減少率も全国平均より高いことが予想されている。

こうした中、国においては、東京圏への人口の過度の集中を是正し、2060年の人口1億人維持を目指した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2014年(平成26年)12月に策定するとともに、すべての自治体に対して、国の戦略を勘案した「地方版総合戦略」の策定・実行を求めた。

県はこれを受けて、平成27年10月、これまで以上に人口減少対策に重点を置いた「ふくい創生・人口減少対策戦略」(第1期戦略)を策定し、同戦略に掲げた施策を市町とともに実行してきた。

これを雇用労働の観点からみると、人口減少・少子高齢化により、生産年齢人口が減少し、新たな労働力の確保及び労働生産性の向上が必要となる。

このような課題に対して、県においても、女性、高齢者、障がい者、外国人等の新たな労働力の確保に加え、労働生産性の向上に向けた取組みや若者の県外流出の防止、企業誘致などの取組みが必要となり、そのための各種政策・事業が行われている。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機として、就業形態の見直しやICTの活用等、これまでの働き方を見直す動きが全国的に急速に広がっており、県の雇用労働政策もこれらの動きに対応していく必要がある。

このような状況を踏まえ、県は平成2年7月に令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」を策定した。

第1期戦略が終了し第2期戦略を策定したこのタイミングで、第1期の施策・事業を振り返り第2期戦略の実行状況を検討することは有意義であると考え、監査テーマとすることが相当であると判断した。

IV. 外部監査対象期間

原則として令和2年度（必要に応じて過年度および令和3年度も対象とする）

V. 外部監査対象機関（部局）

「ふくい創生・人口減少対策戦略」（第2期戦略）に組み入れられた事業（予算1,000万円以上）の担当部課及び統括部課（除外部課及び除外理由：P24 参照）

○ 事業担当部課

- ・ 総務部：大学私学課
- ・ 地域戦略部：市町協働課、県民活躍課
- ・ 交流文化部：ブランド課、定住交流課、観光誘客課、新幹線開業課
- ・ 産業労働部：企業誘致課、労働政策課
- ・ 農林水産部：流通販売課、中山間農業・畜産課、水産課
- ・ 土木部：建築住宅課
- ・ 教育庁：高校教育課、義務教育課

○ 統括部課

- ・ 総務部：財政課、人事課
- ・ 地域戦略部：未来戦略課
- ・ 会計局：審査指導課・会計課

VI. 主要な監査目標

主要な監査目標は以下のとおりである。

- ・ 事務の執行および事業の管理の合規性（適法性、正当性）
- ・ 事務の執行および事業の管理の経済性、効率性、有効性（3E）
- ・ 事務の執行および事業の管理の公平性
- ・ 事務の執行および事業の管理に関する内部統制

VII. 外部監査の実施期間

令和3年6月10日から令和4年3月14日まで

VIII. 外部監査人および外部監査人補助者

・ 包括外部監査人

木村 善路（公認会計士・税理士）

・ 外部監査人補助者

野波 俊光（公認会計士・税理士）

廣部 貴子（公認会計士）

武田 さおり（公認会計士）

IX. 重要な用語の説明

本報告書の中で繰返し使用される以下の用語は、次のような意味で用いている。

【 使用されている用語の説明 】

- ・「指摘事項」と「意見」

本報告書の中で「指摘事項」と「意見」は次のように区別して記載している。

指 摘 事 項	意 見
・ 合規性(適法性・正当性)の観点から問題があるもの (軽微なものは除く)	・ 合規性(適法性・正当性)の観点から問題があるが、 軽微なもの
・ 3E(経済性・効率性・有効性)、公平性及び内部統制 の観点から、改善の重要性が高いと判断したもの ・ 県庁全体又はすべての部署に関係すること ・ 改善しない場合 来年度以降も同様の内容が 監査結果として記載されると予想されるもの	・ 3E(経済性・効率性・有効性)、公平性及び内部統制 の観点から、組織及び運営の合理化に資することを目的 として改善や検討が望まれるもの

上記の「合規性」については、次のようにとらえている。

違 法 行 為 (適 法 性)	不 当 行 為 (正 当 性)
法令・条例・規則等の形式的な違反がある。	法令・条例・規則等の形式的な違反はない。
法令等の実質的な違反がある場合 ① 裁量権の逸脱又は濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を越えている場 合で、客観的に見て社会通念上、著しく適切を欠いた場合	法令等の実質的な違反とは言えないが、 ① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のも のである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切で ある。 ③ 社会通念上、適切でないもの

- ・ 3E

3Eとは、Economy（経済性）、Efficiency（効率性）および Effectiveness（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけのを産出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけ効用を生み出したか」を意味する。

【 本報告書における記載内容の留意事項 】

- ・ 端数処理

報告書の数値は、原則として金額は単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。但し、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとした。また、1円単位で入力し千円単位で表示される場合は千円未満が四捨五入されている。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

X. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 ふくい創生・人口減少対策戦略

I. 戦略策定の経緯

地方の創生・人口減少対策は、明確な将来像のもとに、中長期的に政策を進めていく必要がある。本県の人口は、2000年の82万9千人をピークに減少が始まっている。県は、2004年度には「ふくい2030年の姿」、2005年度には「元気な子ども・子育て応援計画」を策定し、これまでも将来を見通し、着実に独自の対策を進めてきた。

こうした中、2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、その目的に「東京圏への人口の過度の集中を是正」することが明記された。国において、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、すべての自治体に対して、国の戦略を勘案し各自治体の人口の現状及び将来の見通しを踏まえた「地方版総合戦略」の策定・実行を求めた。それを受け、県はその基礎となる人口の動向等を把握するため、2015年10月に「福井県の人口の動向と将来見通し」をまとめ、「地方版総合戦略」として「ふくい創生・人口減少対策戦略」を策定した。

その後、2019年4月に16年続いた前知事から新知事に交代した。新知事のもと、県は2020年7月に福井県のさらなる発展を目指して2040年を目標とする「福井県長期ビジョン」とスタートアッププロジェクトとして「実行プラン(2020～2024)」を公表し、未来をつくる実践目標として毎年度「チャレンジ20XX」を策定することとした。同時に最新の人口動向や将来人口推計に関する基礎データを分析するとともに、本県人口の将来展望を再検証した「福井県の人口の動向と将来見通し(令和2年度改訂版)」を作成し、これと長期ビジョン及び実行プランの中の創生・人口減少対策の部分に基づいて「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」を策定し、公表した。

公表	—	名称	計画期間
2014.11	国	法律	—
2014.12		国の基本方針等	—
		・まち・ひと・しごと創生法 ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・まち・ひと・しごと創生基本方針	
2015.10	県	地方人口ビジョン	—
2015.10		地方版総合戦略	2015年度～2019年度
2020.7		長期ビジョン	2020年度～2040年度
		スタートアッププロジェクト	2020年度～2024年度
		未来をつくる実践目標	各年度
		地方人口ビジョン	—
	地方版総合戦略	2020年度～2024年度	

Ⅱ. 福井県長期ビジョン

県が 2021 年 6 月に公表した「福井県政策オープンイノベーション」によると、知事の政治理念である「県民主役の県政」を実現するため、4つの視点にて、県政運営スタイルのモデルチェンジに取り組んでいる。その内容を簡単にまとめると、次のとおりである。

政治理念	県民主役の県政	
政策オープンイノベーションの理念	「県民参加」と 応援の仕組み	⇒ 政策の満足度・納得性を向上 ⇒ 主体的なアクションの拡大
	県内外の専門人材 との協働	⇒ 新政策の立案・政策レベルの向上 ⇒ 職員の意識改革・資質向上

4つの視点	県政運営スタイル	内 容
1 長期的視点	長期ビジョン に基づく県政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期ビジョン 2020 → 2040 (令和 2 年 7 月) ・ 実行プラン (2020～2024) ・ 未来をつくる実践目標「チャレンジ2020、2021」 ・ S D G s パートナースhip会議 (令和 2 年 8 月)
2 創造性重視	デザイン思考 に基づく県政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策デザイン ・ デジタル化 (D X) ・ データサイエンス (E B P M) ・ 地方兼業 (都市人材コラボ) ・ チャレンジ政策 提案
3 機動的対応	徹底現場主義 に基づく県政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ O O D A ループ ・ 職員クレド ・ 政策トライアル枠予算 ・ 県職員の兼業・副業 ・ ふくい式 20% ルール
4 総合力発揮	「チームふくい」 による県政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事と市町長との政策ディスカッション ・ 市町協働 課題解決チーム ・ しあわせアクション運動 ・ F U K U I 未来トーク ・ 将来構想 ワークショップ

また、4つの視点のうちの 1 番目の長期的視点の長期ビジョンに基づく県政運営における「福井県長期ビジョン 2020→2040」、「実行プラン 2020～2024」、「チャレンジ 2020」、「チャレンジ 2021」の関係及び内容は以下のようになっている。

(将来構想) 福井県 長期ビジョン 2020 → 2040	基本理念	「安心のふくい」を未来につなぎ、もっと挑戦！もっとおもしろく！							
	福井県が 目指す姿	SDGsの理念に沿って実現を目指す3つの姿 ・「自信と誇りのふくい」 ・「誰もが主役のふくい」 ・「飛躍するふくい」							
	基本目標	しあわせ先進モデル活力人口 100 万人ふくい							
	将来イメージ	「基盤」・「交流」・「くらし」・「産業」における 2040年のふくい							
	長期 プロジェクト	1. 県境フロンティア プロジェクト 2. 千年文化の継承発展 プロジェクト 3. 暮らしの新デザイン プロジェクト 4. 価値づくり産業創造 プロジェクト							
← ← ← バック キャスト で政策を立案・実行	新時代 スタートアップ プロジェクト	「福井県が目指す姿」の中の「飛躍するふくい」を最重点化し実行するための 新幹線県内開業等を迎える5年間の戦略 〈コンセプト〉 \ \ とんがろう、ふくい / /							
		<ul style="list-style-type: none"> ・ふくいエンタメ計画 ・次世代チャレンジ宣言 ・しあわせアクション運動 			KPI数				
	分野別政策 (5分野 18政策)	I 学びを伸ばす (人材力)	政策1	夢と希望を持ち、ふくいを愛する子どもの育成	5				
			政策2	ふくいの産業・社会を支える人づくり	6				
			政策3	多様な価値観を認め合う「共生社会」の実現	9				
			政策4	希望が叶う「結婚・出産・子育て」応援	6				
		II 成長を創る (産業力)	政策5	農林水産業の力でふくいをブランドアップ	5				
			政策6	地域経済のイノベーション	6				
			政策7	Society 5.0 時代の新産業創出	7				
			政策8	拡大する世界市場をふくいの成長へ	6				
III 楽しみを広げる (創造力)		政策9	100年に一度のまちづくり	3					
		政策10	北陸新幹線開業効果を最大化	5					
		政策11	人が人を呼ぶ、移住・定住新戦略	5					
		政策12	文化・スポーツがふくいの活力	5					
IV 安心を高める (地域力)		政策13	人生100年時代の健康ライフスタイル	6					
		政策14	いつでもどこでも安心の医療・介護・福祉	5					
		政策15	ふるさとの暮らしと風景の維持	6					
		政策16	防災・治安先進県ふくいの実現	6					
V ともに進める (総合力)		政策17	「チームふくい」の行政運営	6					
		政策18	広域パートナーシップの強化	1					
地域プラン	福井坂井 地域、奥越 地域、丹南 地域、嶺南 地域			計 98					
未来をつくる 実践目標	① よりどころ	マニフェスト (4年間)	から	長期ビジョン (20年間)	へ				
	② 目標のベクトル	内向き (知事 ⇄ 部局長)	から	外向き (県 ⇄ 県民)	へ				
	③ 実施体制	部局別	から	部局横断	へ				
	④ 機動性	年度当初に設定した 「数値目標の達成管理」	から	OODAループに基づく 「施策の柔軟な見直し」	へ				
(毎年度の 実践目標) 「チャレンジ 20XX」	チャレンジ 2020	公表物	Ver. 1 (5月頃)		Ver. 2 (10月頃)		Ver. 3 (翌年5月頃)		→ チャレンジ 2021
		新時代 スタートアップ 主要プロジェクト	5年間の重点プロジェクト ・ふくいエンタメ計画 ・次世代チャレンジ宣言 ・しあわせアクション運動 の主な政策 を設定		上半期の 進捗状況	を記載	年間 の 進捗状況	を記載	
		分野別の 主要政策	長期ビジョンの体系に沿って ・目指す姿 (長期) ・主な施策 (1年) を設定 ・ K P I (1年)		上半期の施策・K P I の ・進捗状況 ・追加、見直し	を反映	年間の施策・K P I の ・進捗状況 ・追加、見直し	を反映	
県政の 主な成果			上半期の 主な成果	を紹介	年間 の 主な成果	を紹介			

Ⅲ. 福井県の人口

1. 福井県の人口増加数、増加率及び人口密度

次ページの表は都道府県別の 2010 年と 2020 年の実際の人口と 2040 年の予想人口、その間の人口の増加数・増加率及び 2021 年の人口密度の表である（監査人が作成）。これを見ると、日本全体で人口が減少していく中、福井県は人口が 2020 年時点で全国 43 位の 767 千人（人口密度は 2021 年時点で全国 31 位の 183.0 人）だが 2040 年には全国 42 位の 647 千人になると予想され、人口増加率は 2020 年までの 10 年で全国 25 位の△4.89%であり、2040 年までの 20 年間では全国 23 位の△15.63% になると予想されている。

都道府県	人口												人口密度	
	2010/10/1		2020/10/1		増加数	増加率		2040年 ※		増加数	増加率		2021/12	
	順位	千人	順位	千人	千人	順位	%	順位	千人	千人	順位	%	順位	人/km ²
北海道	8	5,506	8	5,225	△ 282	27	△ 5.12	9	4,280	△ 945	34	△ 18.08	47	66.62
青森県	31	1,373	31	1,238	△ 135	46	△ 9.86	34	909	△ 329	46	△ 26.57	41	128.35
岩手県	32	1,330	32	1,211	△ 120	43	△ 8.99	32	958	△ 253	42	△ 20.86	46	79.25
宮城県	15	2,348	14	2,302	△ 46	10	△ 1.97	14	1,933	△ 369	25	△ 16.03	19	316.11
秋田県	38	1,086	38	960	△ 126	47	△ 11.65	41	673	△ 287	47	△ 29.86	45	82.45
山形県	35	1,169	36	1,068	△ 101	42	△ 8.63	37	834	△ 234	43	△ 21.91	42	114.56
福島県	18	2,029	21	1,833	△ 196	45	△ 9.66	24	1,426	△ 407	44	△ 22.21	40	132.99
茨城県	11	2,970	11	2,867	△ 103	17	△ 3.46	12	2,376	△ 491	30	△ 17.13	12	470.20
栃木県	20	2,008	19	1,933	△ 75	19	△ 3.71	18	1,647	△ 286	19	△ 14.80	22	301.67
群馬県	19	2,008	18	1,939	△ 69	16	△ 3.43	20	1,638	△ 301	22	△ 15.53	21	304.78
埼玉県	5	7,195	5	7,345	150	4	2.09	5	6,721	△ 624	7	△ 8.49	4	1,933.96
千葉県	6	6,216	6	6,284	68	7	1.10	6	5,646	△ 638	9	△ 10.16	6	1,218.49
東京都	1	13,159	1	14,048	888	1	6.75	1	13,759	△ 289	2	△ 2.05	1	6,402.35
神奈川県	2	9,048	2	9,237	189	3	2.09	2	8,541	△ 696	4	△ 7.54	3	3,823.21
新潟県	14	2,374	15	2,201	△ 173	37	△ 7.29	15	1,815	△ 386	31	△ 17.55	34	174.93
富山県	37	1,093	37	1,035	△ 58	28	△ 5.34	36	863	△ 172	26	△ 16.60	25	243.62
石川県	34	1,170	33	1,133	△ 37	15	△ 3.19	31	990	△ 143	11	△ 12.58	23	270.54
福井県	43	806	43	767	△ 39	25	△ 4.89	42	647	△ 120	23	△ 15.63	31	183.00
山梨県	41	863	42	810	△ 53	33	△ 6.15	43	642	△ 168	41	△ 20.74	32	181.39
長野県	16	2,152	16	2,048	△ 104	24	△ 4.85	16	1,705	△ 343	27	△ 16.75	38	151.02
岐阜県	17	2,081	17	1,979	△ 102	26	△ 4.90	19	1,646	△ 333	28	△ 16.82	30	186.30
静岡県	10	3,765	10	3,633	△ 132	18	△ 3.50	10	3,094	△ 539	20	△ 14.84	13	467.15
愛知県	4	7,411	4	7,542	132	5	1.78	4	7,071	△ 471	3	△ 6.25	5	1,458.56
三重県	22	1,855	22	1,770	△ 84	22	△ 4.55	22	1,504	△ 266	21	△ 15.04	20	306.56
滋賀県	28	1,411	26	1,414	3	8	0.20	25	1,304	△ 110	5	△ 7.75	15	351.87
京都府	13	2,636	13	2,578	△ 58	12	△ 2.20	13	2,238	△ 340	13	△ 13.19	10	558.97
大阪府	3	8,865	3	8,838	△ 28	9	△ 0.31	3	7,649	△ 1,189	15	△ 13.45	2	4,638.43
兵庫県	7	5,588	7	5,465	△ 123	13	△ 2.20	7	4,743	△ 722	14	△ 13.21	8	650.52
奈良県	29	1,401	29	1,324	△ 76	29	△ 5.44	29	1,066	△ 258	37	△ 19.52	14	358.85
和歌山県	39	1,002	40	923	△ 80	39	△ 7.94	39	734	△ 189	40	△ 20.44	29	195.27
鳥取県	47	589	47	553	△ 35	31	△ 5.99	47	472	△ 81	18	△ 14.71	37	157.79
島根県	46	717	46	671	△ 46	34	△ 6.45	45	558	△ 113	29	△ 16.86	43	100.05
岡山県	21	1,945	20	1,888	△ 57	14	△ 2.92	17	1,681	△ 207	10	△ 10.98	24	265.44
広島県	12	2,861	12	2,800	△ 61	11	△ 2.13	11	2,521	△ 279	8	△ 9.95	17	330.17
山口県	25	1,451	27	1,342	△ 109	38	△ 7.53	27	1,100	△ 242	33	△ 18.04	28	219.56
徳島県	44	785	44	720	△ 66	41	△ 8.39	44	574	△ 146	39	△ 20.23	35	173.52
香川県	40	996	39	950	△ 46	23	△ 4.58	38	815	△ 135	17	△ 14.23	11	506.31
愛媛県	26	1,431	28	1,335	△ 97	35	△ 6.75	28	1,081	△ 254	35	△ 19.02	26	235.17
高知県	45	764	45	692	△ 73	44	△ 9.54	46	536	△ 156	45	△ 22.49	44	97.35
福岡県	9	5,072	9	5,135	63	6	1.25	8	4,705	△ 430	6	△ 8.38	7	1,029.82
佐賀県	42	850	41	811	△ 38	21	△ 4.51	40	697	△ 114	16	△ 14.10	16	332.46
長崎県	27	1,427	30	1,312	△ 114	40	△ 8.02	30	1,054	△ 258	38	△ 19.68	18	317.68
熊本県	23	1,817	23	1,738	△ 79	20	△ 4.35	21	1,512	△ 226	12	△ 13.02	27	234.60
大分県	33	1,197	34	1,124	△ 73	32	△ 6.07	33	947	△ 177	24	△ 15.74	33	177.24
宮崎県	36	1,135	35	1,070	△ 66	30	△ 5.78	35	877	△ 193	32	△ 18.00	39	138.27
鹿児島県	24	1,706	24	1,588	△ 118	36	△ 6.91	26	1,284	△ 304	36	△ 19.16	36	172.88
沖縄県	30	1,393	25	1,467	75	2	5.36	23	1,452	△ 15	1	△ 1.05	9	642.89
全国	計	128,057	計	126,146	△ 1,911	平均	△ 1.49	計	110,918	△ 15,228	平均	△ 12.07	平均	333.50

※ 2040年の予測人口：国立社会保障・人口問題研究所の2018年時点における予測

2. 県の人口ビジョン

県の人口ビジョンである「福井県の人口の動向と将来見通し（令和2年度改訂版）」では項目ごとにグラフと要点が記載してあり、コンパクトでとても分かりやすい。項目と要点を一覧表にすると、次ようになる。（グラフは割愛する。）

(1) 総人口の動向

項目	要点
総人口の将来見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年の本県人口は63.3万人まで減少する見込み ・ 2015年に策定した「ふくい創生・人口減少対策戦略」(創生戦略) に基づく対策を実施した結果、最新の推計では、前回より1.4万人改善した64.7万人となる見通し
総人口の将来見通し — 全国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の人口は2008年の12,808万人をピークに、2060年には約9,300万人まで減少する見通し ・ 仮に合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的(2100年ごろ)には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計
総人口の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年の82.9万人をピークに本県人口は減少傾向。国立社会保障・人口問題研究所(社人研) による推計では、2040年には64.7万人まで減少 ・ 年齢区分別では老年人口が増加する一方、年少人口、生産年齢人口は一貫して減少を続ける
年齢階級別人口の比較	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1980年は生産年齢人口や年少人口が多いピラミッド型だったが、2040年には老年人口が多い逆ピラミッド型の人口構成になる見込み ・ 本県の高齢化率は2010年に25%だったが、2040年には37%まで上昇。75歳以上をみても2割を超える
人口増減の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年以降、自然増加数が社会減少数を下回り、人口減少に転じた。さらに、2004年からは自然減となり、人口の減少幅が拡大傾向 ・ 2015年の「ふくい創生・人口減少対策戦略」(創生戦略) 策定以降、社会減は3年連続改善していたが、2018年から2年連続で社会減が拡大

(2) 自然増減の状況

項目	要 点
出生数・死亡数の推移	<ul style="list-style-type: none"> 出生数は減少、死亡数は増加傾向にあり、2004年以降は自然減が継続 2017年には出生数が6千人を下回るなど、自然減拡大の傾向は変わらず
出生数・合計特殊出生率の推移	<ul style="list-style-type: none"> 本県の出生数は第2次ベビーブームの1973年以降、ほぼ一貫して減少。合計特殊出生率は、2004年を底に上昇傾向にあるが、出生数は毎年減少 創生戦略の策定以降も引き続き、本県の出生率は全国を上回る水準で推移
女性人口と出生数の推移	<ul style="list-style-type: none"> 福井県の20～30代の女性人口は、2000年から20年間で約3万人減少（10.1万人⇒7.1万人）。2040年には、さらに1.6万人減少し、約5.5万人となる見込み 親世代の人口減少が続くことにより、仮に出生率が上昇したとしても出生数は減少し、次世代の人口減少が進行
未婚率の推移	<ul style="list-style-type: none"> 創生戦略の策定当時、本県の男女の未婚化が進行しており、35～39歳の男性約3人に1人、女性の6人に1人が未婚 引き続き、いずれの年代も全国の未婚率を下回るものの、若い世代では、未婚率の上昇幅が大きく、全国との差が縮まる動き（2015年の25～29歳男性 未婚率：福井県72.6%、全国72.7%）
平均初婚年齢と女性の平均出産年齢の推移	<ul style="list-style-type: none"> 創生戦略の策定当時、本県の男女とも晩婚化が進行中。女性の平均出産年齢も上昇していたが、結婚から出産までの期間はほぼ一定（約1年） 最新の統計調査によると、男女とも初婚年齢や平均出産年齢が概ね横ばいになりつつある状況
結婚に関する意識	<ul style="list-style-type: none"> 本県の独身者のうち、74%は結婚の意志を持つが、前回調査（H25：80.8%）から1割程度低下。独身でいる理由としては、「適当な相手にめぐり会っていない」が最も多い 婚活経験のない男性は増加傾向にあり、若者が気軽に参加できる出会いの機会づくりが必要
出産に関する意識	<ul style="list-style-type: none"> 県子育て調査では、理想の子どもの数を3人とする人が最も多いが、実際に持ちたい子どもの数は2人が最多となり、理想の子どもの数と乖離 理想の子どものを持たない理由として、71.5%の人が「子育てにお金がかかる」としている。このほか、「精神的・肉体的負担」を理由としてあげる人も多い
出生順位別出生数	<ul style="list-style-type: none"> 出生数総数は減少しているものの、「3人っ子応援プロジェクト」等により第3子以降は一定の水準を維持。結婚・出産を望むすべての女性の希望が実現した場合の福井県の希望出生率は1.99人（全国1.8人） 父親の家事・育児時間と第2子以降の出生に正の関係性がみられることから、男性の家事・育児分担を促進し、女性の負担軽減を図ることが必要
夫婦のワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> 本県の夫の育児・家事時間は、全国同様、妻に比べて非常に短い 5年前と比較して男女とも仕事時間が増加する中、男性の育児・家事参加が進む傾向がみられ、今後さらに夫婦のワークライフバランスを推進していくことが必要 本県の女性は全国に比べて育児休業の取得割合が高い 近年、男性の育児休業の取得が進んでいるものの未だに低位にあり、より一層の取得促進が求められる
家族形態核家族世帯と三世帯世帯の比較	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが3人以上いる世帯の割合は、核家族世帯が17.3%に対し、三世帯世帯は21.5% 家族形態別の子どもの数は、前回から大きな変動はない
女性の就労と出生率	<ul style="list-style-type: none"> 本県は、女性の有業率と合計特殊出生率ともに高いレベルで両立 近年さらに、出生率、女性の有業率とも伸びており、仕事と子育ての両立支援に対するニーズの増加・多様化が想定される 本県女性の労働力率は、出産・育児の時期となる30代の落ち込みが少なく、欧州に近く、女性が出産しても仕事を継続しやすい環境にある 5年前と比較して、概ね全ての年代で労働力率が上昇

年齢階級別人口の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2040年には、団塊ジュニア(1971～1974生まれ)が65歳以上となり、高齢化率は37.2% (24.1万人)となる。また、75歳以上は、総人口の22.4%(14.5万人)となる ・ 人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型となり、65歳以上の高齢者一人を1.4人の現役世代(15～64歳)で支えることとなる(15～64歳人口/65歳以上人口2015: 2.0人→2040: 1.4人)
長寿寿命化の進展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の研究では、「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」と推計 ・ 1990年に18人だった本県の100歳以上の高齢者は、2015年には507人(約28倍)と急増
平均寿命・健康寿命と高齢化率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年から2040年にかけて、平均寿命・健康寿命とも5歳程度延伸 ・ 健康状態(平均余命等価年齢)を基準にすると、現在の75歳は1960年の65歳に相当。高齢者年齢を定義し直せば、高齢化率は半分程度に
高齢者の体力・運動能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の体力・運動能力は、20年で5歳程度若返りしている ・ 「老人」や「シルバー」などの呼び名から想像される年齢も上昇し、年齢観が変化

(3) 社会増減の状況

項目	要 点
東京一極集中の加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで3度、地方から大都市(特に東京圏)への人口移動が生じ、2019年には、好景気や東京オリンピック開催等を背景に、東京圏への転入超過が14.6万人に拡大 ・ 大企業の東京圏への集中度が上昇傾向にあり、学生の大企業志向と相まって、地方圏からの若者の転出拡大につながっていると考えられる
転入者・転出者数の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県は、概ね転出超過(社会減)の状況にあり、2014年まで転入者、転出者ともに減少傾向 ・ 創生戦略の策定以降、3年連続で社会減が改善したが、2018年からは転出者数が増加し、転出超過数も2年連続拡大
年齢階級別の県外移動の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学進学・就職時の15～29歳の県外への転出が多く、社会減全体のおよそ8割を占める ・ 2018年から20歳代前半の転出超過が増加する傾向にあり、県内大学生の定着やU・Iターン就職の促進策の強化が求められる
地域別の県外移動の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏、名古屋圏、大阪圏の三大都市圏と北陸への転出が全体の大部分を占める ・ 東京圏への転出超過が引き続き高水準に留まる。加えて、2019年は近畿圏への移動が拡大傾向にあり、大規模イベント開催を契機とした経済の活発化、企業の人手不足に伴う求人増等の影響が考えられる
U・Iターンの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県へのU・Iターン者数は近年増加傾向にあり、Iターン者数が大きく増加している ・ 創生戦略の策定以降、毎年度、U・Iターンとも拡大。2019年度の目標550人を2016年度に達成するなど、市町と一体となったU・Iターン促進策の成果が表れている
学生Uターン就職率の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒学生のUターン就職率は5年連続向上し、2019年には調査開始以降で最高となる32.1%まで上昇 ・ 県外大学との就職支援協定締結を拡大するとともに、県外における就活イベントを5年間で倍増するなど、Uターン就職への支援を強化した成果が表れている
東京圏に住む若者の意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方から転入した若者(20～30代)が東京圏での仕事を選んだ理由として、男女とも、「給与水準」、「自分の関心に近い仕事」ができることを重視 ・ 特に女性において、「東京圏で仕事がしたい」、「育児等の制度充実」を望む声が男性に比べて多い
県内出身の若者の県内定着状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年前は、高校卒業時に県外転出した女性のうち約4割がUターンしていたが、10年前から2割に低下 ・ 男性では、10年前にUターン率が1割まで低下していたが、現在3割程度に回復
嶺北、嶺南別高校生の進学先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内高校生の県外大学等への進学率は低下傾向 ・ 嶺南地域の高校生は、約8割が県外大学・短大に進学しており、引き続き県外進学率が高い状況
専修学校の進学分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の専修学校への進学割合は、「文化・教養」、「衛生」分野が多い ・ 県内の専修学校では、「医療」、「商業実務」分野以外の充足率が低位にあり、県内進学を促進する余地を残す

(4) 県内市町の状況

項目	要 点
市町別社会増減の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鯖江市のみ社会増を継続。県外への移動状況をみると、約半数の市町で改善はみられるものの、転出超過の解消には至らない ・ 県内の市町間移動では、福井市、鯖江市に流入する傾向

(5) 県民の暮らしの状況

項目	要 点
世帯収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の世帯収入は全国を上回る水準で推移しており、全国上位に位置している ・ 2009年を底として、全国的に世帯収入が上昇。引き続き、収入拡大をめざした施策が必要
三世帯世帯割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の三世帯世帯割合は、全国2位の水準にあるものの一貫して低下 ・ 一方、核家族世帯の割合は徐々に上昇。Iターン促進に成果をあげているが、今後、子育てに祖父母の協力が得られない家庭に対する支援策を強化していくことが求められる
一人暮らしの高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の一人暮らし高齢者割合は、全国に比べて低いものの、上昇傾向にあり、2040年には、高齢者の5人に1人が一人暮らしの状態となる見込み
労働力率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の労働力率は、20～69歳の各年代で全国のを2～7ポイント上回っている ・ 生産年齢人口における労働力率は既に高い水準にあり、近年の人手不足への対応のためには、高齢者の就労促進や外国人労働者の受入れ拡大等が必要
有効求人倍率の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の有効求人倍率は全国上位の水準で推移しており、求職者の不足数は約1万人と推計される ・ 事務職の有効求人倍率は0.78倍であるのに対して、建設・土木業8.68倍、介護・保健医療サービス業4.36倍など、職種・業種間で格差が生じている

3. ふくい創生・人口減少対策戦略の内容

(1) 戦略の概要

県は、「福井県の人口の動向と将来見通し（令和2年度改訂版）」を作成し、これと長期ビジョン及び実行プランの中の創生・人口減少対策の部分に基づいて「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」を策定し、公表した。第1期戦略と第2期戦略を比較すると、以下のようになる。

	ふくい創生・人口減少対策戦略(第1期戦略)	第2期 ふくい創生・人口減少対策戦略
公表	2015年10月	2020年7月
戦略の計画期間	(2015年度～2019年度)の5年間	(2020年度～2024年度)の5年間
戦略の位置づけ・策定趣旨	<p>《戦略の位置づけ》</p> <p>2010年度：「福井県民の将来ビジョン」 → 人口減少・超高齢化社会への対応など、10年後の将来像とこれを実現するための方向性、県民や各界各層の行動指針を示した。</p> <p>「ふくい創生・人口減少対策戦略」 → ビジョンに掲げる政策のうち人口減少対策を中心に 施策を具体化し、とりまとめたもの</p>	<p>《戦略策定の趣旨》</p> <p>人口減少・超高齢化社会において、「福井県長期ビジョン」における「『安心のふくい』を未来につなぎ、もっと挑戦！もっとおもしろく！」という基本理念のもと、北陸新幹線福井敦賀開業も踏まえて交流人口の拡大を目指すと同時に、引き続き人口減少対策を強化・継続することにより、県民の力を結集して活力あるふくいをつくる。</p>
目的・基本目標	人口減少対策の究極の目的 = 人口の増加とともに 本県に「住む人」「来る人」の幸福を向上すること。	「しあわせ先進モデル活力人口100万人ふくい」の実現（福井県長期ビジョンの基本目標（目標年次2040年））
市町との連携	戦略の策定・実行・見直しの各段階において市町との連携を図る。	下記の③
戦略の視点・観点	<p>《戦略の視点》</p> <p>(1) 福井の有する「幸福」を人口問題の解決の新たな原動力にする</p> <p>(2) 従来の行政の領域を超えて政策を展開する「徹底戦略」を進める 人口減少の新たな局面に対し柔軟に対応する「適応戦略」を併せて進める</p> <p>(3) 「ふるさと」に基づき交流人口など「ふるさと県民」を拡大し、人口減少に対応する</p> <p>(4) 人口問題に関する国の大きな役割の発揮を求める</p>	<p>《戦略策定・実行にあたっての観点》</p> <p>① 「次世代ファースト」の施策への転換</p> <p>② 人口減少社会への「適応戦略」の強化</p> <p>③ 市町協働による実行力の向上</p> <p>④ 国の役割強化</p>

	ふくい創生・人口減少対策戦略 (第1期戦略)	第2期 ふくい創生・人口減少対策戦略
基本戦略	I 幸福なくらしの維持・発展 (1) 「幸福度日本一」の維持・発信 (2) 「幸福度日本一」の追求	—
	II 結婚・出産の希望に応え人口減に歯止め (自然減対策) (1) つながりの力で縁結びを「徹底応援」 (2) 「子どもをもって暮らしが幸福に」の 日本一の子育て環境	I 希望が叶う結婚・出産・子育て応援の強化 (自然減対策) ① 若い世代の出会いの応援強化 ・ 自然な出会いの拡大 ② 日本一の子育て応援社会の環境づくり ・ 出産・子育て応援 ・ 子育てと仕事の両立支援
	III U・Iターン、県内定着を強力に促進 (社会減対策) (1) 選ばれるふるさとへU・Iターン「徹底サポート」 (2) 福井への企業・人・資金の移転 (3) 高校も大学も県内定着をバックアップ	II 県内定着・UIターンの拡大 (社会減対策) ① 産学官連携による学生の県内就職の促進 ・ 県内進学を促進 ・ 県内就職を促進 ② 都市部における「攻め」の移住政策 ・ UIターンの促進 ・ 関係人口の拡大
	IV ローカル産業、グローバル観光革命 (1) 人口減少を乗り切るローカル産業革命 (2) 農林水産業や伝統産業の新展開 (3) 多様な人材の活躍を推進 (4) 国内外から人を呼び込み、交流人口を拡大	III 若者に魅力ある仕事の創出とまちづくり ① 地域産業を担う人材育成と 魅力的な仕事づくり ・ 創業の拡大・人材育成 ・ 魅力ある仕事の創出 ② 未来技術・交流新時代の 新ビジネスの育成 ・ 新産業の育成 ・ 交流新時代への対応
	V 持続可能な元気コミュニティの形成 (1) 「ふるさと県民」を増やすプロジェクト (2) 賑わいや交流で、ふるさとの元気復活 (3) 女性や若者や元気高齢者が支えるまちづくり (4) 人口減少時代に適した二次交通 (5) 豊かな環境を次の世代へ (6) 市町と連携した「ひと」「まち」の活力維持	IV 持続可能な共生社会の実現 ① 全員参加型の共生社会づくり ・ 全員参加の社会づくり ・ 共生社会の形成 ② 持続可能な地域社会の実現 ・ 社会機能の維持 ・ 後継者・担い手の確保
推進・検証 体制	ふくい創生・人口減少対策推進会議	福井県長期ビジョン推進懇話会
関連計画 ・戦略等	・ 福井経済新戦略、・ ふくいの農業基本計画、・ 福井県観光新戦略 など 持続可能な開発目標 (SDGs)	

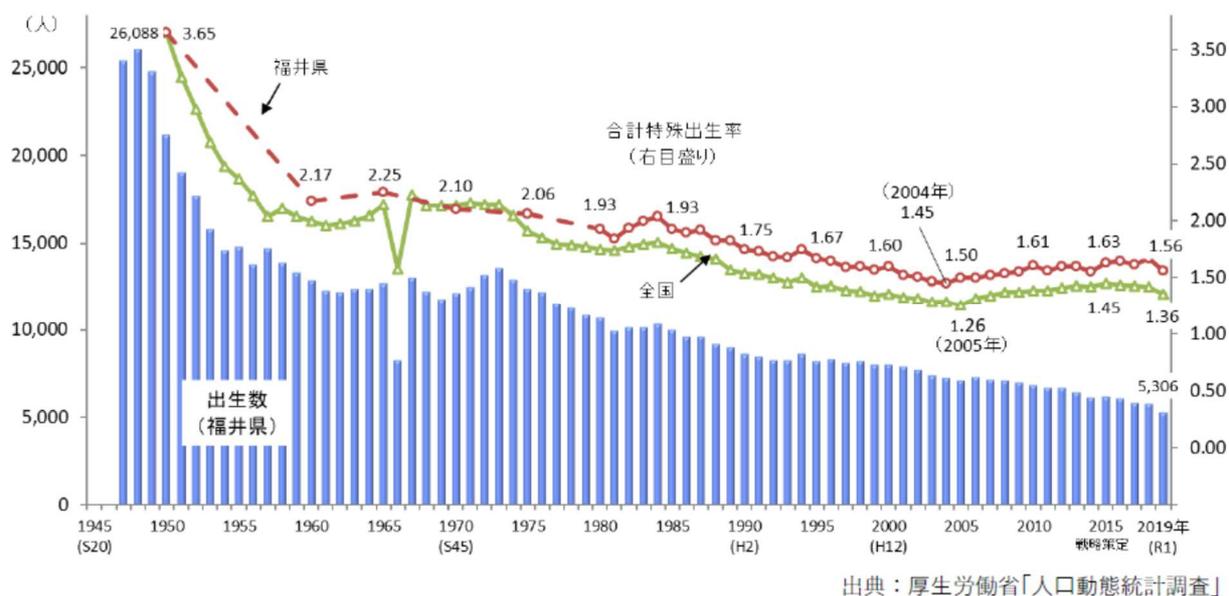
(2) 第1期戦略の成果と課題

県は、「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」の中で、次のように第1期戦略の成果と課題を挙げている（監査人が加工）。

① 自然減対策の成果と課題

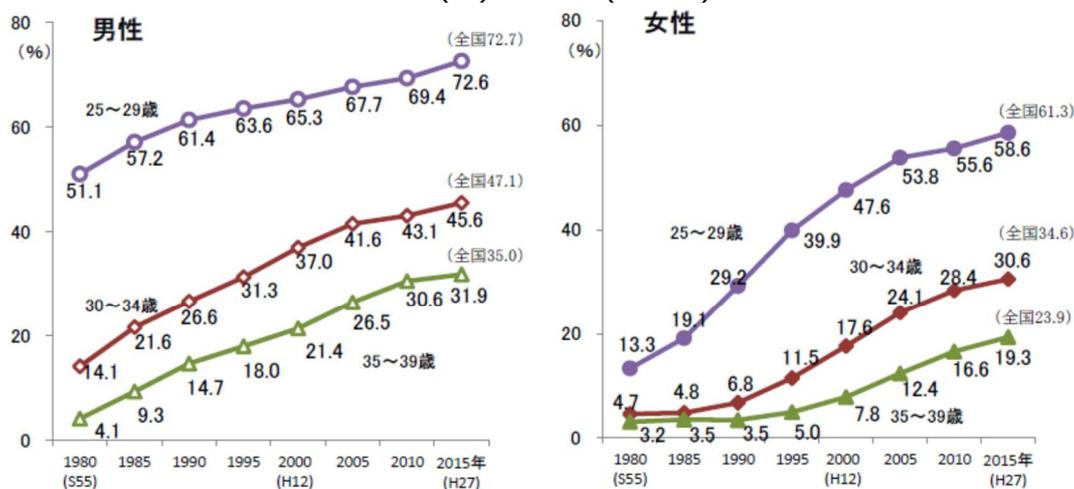
- ・ 合計特殊出生率：・ 2004 年を底に上昇傾向にあり、全国上位を維持している。
- ・ 戦略期間中の平均は 1.63 となり、策定前の5か年平均 1.58 に比べ上昇している。

しかし、出生数自体は年々減少している。



- ・ 県の支援による婚姻件数は倍増している（2015：74 件 → 2019：169 件）
- しかし、未婚率の上昇が続き、婚姻件数も減少している。

〈 男女別年齢別未婚率・婚姻数(組) の推移 (福井県) 〉



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
婚姻数(組)	4,017	3,705	3,727	3,634	3,744	3,706	3,481	3,453	3,381	3,274	3,320

出典：国勢調査、厚生労働省「人口動態統計調査」

② 社会減対策の成果と課題

- ・ 転入者数：第1期戦略策定前から増加。社会人のU I ターン者数・新卒学生のUターン就職率は5年連続で増加。

- ・ 社会人のU I ターン者数（2014年：361人 → 2019年：820人）

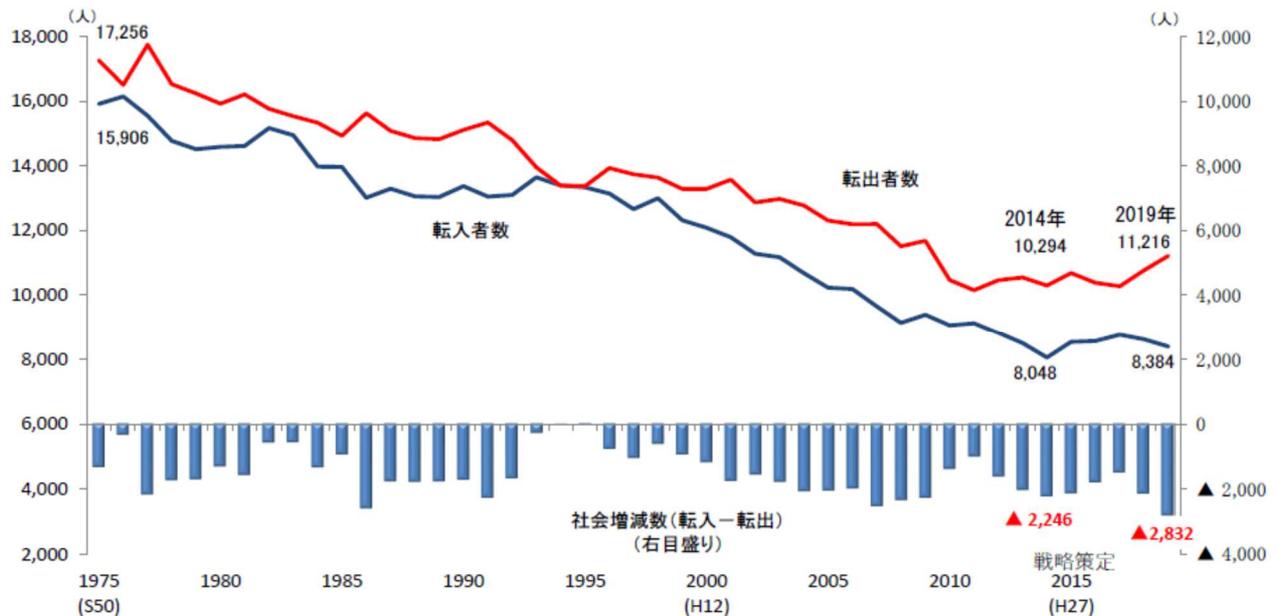
- ・ 新卒学生のUターン就職率（2014年3月卒：24.7% →

2019年3月卒：32.1%）

しかし、全体では約600人社会減（2014年：2,246人 → 2019年：2,832人）である。次のことが要因と考えられる。

- ・ 大都市部における大規模イベント開催等（東京オリンピックや大阪万博など）を契機とした経済活動の活発化
- ・ 大企業の人手不足に伴う求人増加 等

〈 社会増減の推移（福井県） 〉



出典：総務省統計局「住民基本台帳移動報告」

③ ふくい創生対策の成果と課題

- ・一人当たり県民所得：約 5% の増加
(2012 年：300 万円/人 → 2016 年：316 万円/人)
- ・製造品出荷額：約 12% の増加
(2013 年：1 兆 8301 億円 → 2016 年：2 兆 437 億円)
- ・園芸産出額：約 22% の増加 (2013 年：142 億円 → 2017 年：173 億円)
- ・観光消費額：約 57% の拡大 (2013 年：836 億円 → 2018 年：1,313 億円)
- ・「全 47 都道府県幸福度ランキング 2018 年版」(日本総合研究所)において、
3 回連続日本一の評価を受けている。
一方、今後さらなる人口減少が予測される中、企業や医療・福祉等の人手不足、
農家の減少・高齢化など、社会の様々な分野における担い手不足が懸念される。

(3) 第2期戦略における基本目標と政策目標、KPI

① 基本目標

県の総合計画である「長期ビジョン」の基本目標「しあわせ先進モデル 活力人口 100 万人 ふくい」は、第2期ふくい創生・人口減少対策戦略の目標でもあり、県がスローガンとして掲げた考え方である。

$$\text{活力人口} = \text{定住人口} + \text{交流人口 (定住人口に換算)} + \text{関係人口 (定住人口に換算)}$$

	2018年		2040年
定住人口	78 万人	→ 確保	68 万人 ※
交流人口	9 万人	→ 拡大	32 万人
関係人口			
計：活力人口	87 万人		100 万人

※ 人口見通しの考え方 (第2期戦略においても、第1期戦略の考え方を維持) 中長期的に「社会増」、「出生率 2.07」を目指し(国の長期ビジョン準拠)、それが達成された場合の 2040 年 の 本県推計人口 68 万人 (国の考え方)

- ・自然減対策：2030 年に出生率 1.80 程度、2040 年に出生率 2.07 程度
- ・社会減対策：2024 年度までに東京圏の転入超過を解消

② 政策目標とKPI

第1期戦略の重要業績評価指標 (KPI) の達成状況は 2020 年 3 月末時点で次のとおりであった。

基 本 戦 略	達 成	未 達 成	未 定	計
	○	×	△	
I 幸福なくらしの維持・発展	—	1	—	1
II 結婚・出産の希望に応え人口減に歯止め (自然減対策)	4	1	1	6
III U・I ターン、県内定着を強力に促進 (社会減対策)	4	2	—	6
IV ローカル産業、グローバル観光革命	33	4	2	39
V 持続可能な元気コミュニティの形成	12	—	—	12
計	53	8	3	64
	(%) 82.8	12.5	4.7	100.0

この 64 項目中 2017 年度末時点で目標を達成した 16 項目について、第2期戦略においてより高い目標としてチャレンジ目標を設定した。第2期戦略における政策目標及びKPI とその実績値、目標値は以下のとおりである。

〈 基本戦略 1 〉 希望が叶う結婚・出産・子育て応援の強化（自然減対策）

政策目標	単位	実績値			目標値
		2018	2019	2020	2024
合計特殊出生率 (全国順位)	% 位	1.67 (7)	1.56 (11)	1.56 (8)	1.80 ※
合計特殊出生率(全国平均)	%	1.42	1.36	1.33	1.80

※ 国の総合戦略の目標値および目標年度に準拠

	K P I 〔重要業績評価指標〕		実績値			目標値	
	累計	単位	2018	2019	2020	2024	
1	県・市町の結婚応援事業を きっかけとする婚姻件数		件	163	169	113	200
2	「ふくい結婚応援企業」登録数	累計	社	316	371	383	500
3	県・市町の結婚応援事業 による若者の交流人数		人	8,628	8,839	1,334	12,000
4	保育所等の待機児童数		人	10	10	0	0
5	保育人材センターによる 保育士就職者数	累計	人	—	9	38	150
6	父親の育児休業取得率		%	5.5	6.4	9.2	10.0
7	地域の子育てを応援する 高齢者やシニア世代の養成者数	累計	人	— (2020 に延期)			2,000
8	「社員ファースト企業」 宣言企業数	累計	社	—	56	83	300
9	「女性活躍推進企業」 登録数	累計	社	253	265	288	400

〈 基本戦略 2 〉 県内定着・U I ターンの拡大 (社会減対策)

政 策 目 標		単 位	実 績 値			目 標 値
			2018	2019	2020	2024
社会増減		人	△ 2,159	△ 2,832	△ 2,308	社会増
		前年比 人	△ 640	△ 673	524	—
内 訳	転入者数	人	8,608	8,384	8,492	—
		前年比 人	△ 146	△ 224	108	
	転出者数	人	10,767	11,216	10,800	—
		前年比 人	494	449	△ 416	
新ふくい人 (県・市町事業による U I ターン者数) (年度)		人	719	820	1,004	—
		前年比 人	33	101	184	

	K P I 〔 重 要 業 績 評 価 指 標 〕		単 位	実 績 値			目 標 値
	累 計			2018	2019	2020	2024
1	県内高校卒業生の 県内大学進学率		%	35.8	35.6	35.6	40.0
2	大学と連携した学習活動 を実施する県内高校数		校	5	7	18	16
3	県内大学等卒業者の 県内就職内定率		%	60.6	52.3	56.7	65.0
4	P B L・学生が参加する 共同研究数		件	40	—	75	70
5	県内学生(理工系)の 県内就職者数		人	176	128	124	200
6	学生Uターン率		%	32.1	26.5	27.2	35.0
7	就職支援協定締結校数	累計	校	8	22	35	40
8	新ふくい人 (U I ターン者数)		人	719	820	1004	1,200
9	Uターンセンターの 相談件数		件	8,785	9,326	10,362	10,000
10	関係人口プロジェクト 件数		件	172	182	144	210

〈 基本戦略 3 〉 若者に魅力ある仕事の創出とまちづくり

政 策 目 標	単 位	実 績 値			目 標 値
		2018	2019	2020	2024
一人当たり 県民所得	千円	3,150	3,279	3,280	3,560
(参考) 一人当たり 国民所得	千円	3,091	3,164	3,198	—

	K P I 〔 重 要 業 績 評 価 指 標 〕	累 計	単 位	実 績 値			目 標 値
				2018	2019	2020	2024
1	本社機能 移転・拡充件数	累計	社	—	1	2	5
2	県の支援による 創業件数	累計	件	113	124	115	600
3	ものづくり改善インストラクター 修了者数	累計	人	41 (3年間)	51	59	60
4	新たな農業ビジネスの 取組者数	累計	人	60 (3年間)	10	17	60
5	ふくい園芸カレッジ 受講者数	累計	人	122 (4年間)	31	30	150
6	ふくい水産カレッジ 受講者数	累計	人	13 (4年間)	6	6	30
7	ふくい林業カレッジ 受講者数	累計	人	21 (3年間)	6	9	60
8	伝統工芸職人塾 受講者数	累計	人	38 (5年間)	9	8	50
9	研修受講後の 県内定着率		%	97	60	98	9割 以上
10	ヘルスケア産業売上額	累計	億円	111	126	138	155
11	オープンイノベーション推進機構の 研究開発への助成数	累計	件	30 (4年間)	6	7	25
12	I o T 導入率		%	8.2	8.2	18.2	27.0
13	新規輸出件数		件	50 (過去 5年平均)	53	47	80
14	アジアへの農林水産物 ・食品輸出額		億円	8 (2017年)	11	13	22
15	観光入込客数		万人	1,697	1,810	1,171	2,000
16	観光消費額		億円	1,313	1,357	834	1,700
17	外国人 延べ宿泊者数		万人	7.6万	9.8	2.4	40

〈 基本戦略 4 〉 持続可能な共生社会の実現

	K P I 〔重要業績評価指標〕	累計	単位	実績値			目標値
				2018	2019	2020	2024
1	地域活性化に取り組む 若者グループ数		団体	102	112	120	160
2	シニア人材活躍支援センター を通じた就職者数		人	57	73	83	100
3	「ちよこつと就労」の 新規参加者数	累計	人	48	68	178	550
4	外国人労働者の就業環境等 を改善した企業数	累計	社	—	—	81	300
5	ふるさと納税額 (個人+企業版)		万円	7,490	8,790	9,205	11,200
6	地域運営組織の数(※)		団体	46	46	51	60
7	地域住民による 生活支援実施市町数		市町	3	4	5	17
8	公共交通機関 利用者数		万人	2,038	1,996	1,527	2,119
9	スマート農業を導入する 経営体数		経営体	—	7	14	55
10	事業承継の支援件数	累計	件	44 (4年間)	44	39	150

※ 地域課題解決に向けた取組みを持続的に行う住民組織

第3章 監査対象と監査要点・監査手続

I 監査対象

今回の監査において、監査対象をどのように決定したかを表す表が次のページの表である（金額は当初予算）。

「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」の対象となった令和2年度における事業(A)のうち、政策的経費に分類されている事業(B)を抜き出す。さらにBの中から当初予算が1,000万円以上の事業(C)を抽出する。最後にCから※印の事業を除外した事業(D)を今回の監査対象とした。

その結果、監査対象となった事業は、第2期戦略の関連事業全体に対して、事業数の比で約1/4(24.6%)、予算比で約1/2(48.9%)となった。なお、※印、特に産業労働部の4つの部署が担当の事業を除外したため、「創生」関連の事業は少なくなり、「人口減少対策」に関する事業が主となった。

なお、県では、政策的経費については必ず「予算要求シート」を作成し、それを公表することになっている。事業経費の区分及び政策的経費の説明は次のとおりである。

〈 事業経費の区分 〉

事業 経費	経常的 経費	(別称) ・義務的経費 ・一次経費	現行の行政サービスや行政水準を維持していくために 経常的に必要となる経費。 (狭義の義務的経費：人件費、扶助費、公債費)	標準経費	シーリングの率に差を設けるために 導入されたもので、 政策的な色彩の強さによる細分類
				標準外経費	
	政策的 経費	(別称) ・臨時的経費 ・二次経費	政策的な判断のもと、 新たな行政サービスの開始による経費や 現行の行政サービスや行政水準の向上を図るため、 一時的または臨時的に投入する経費。		
投資的 経費	—	—	その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもの。多くは起債で賄われる。	普通建設事業 災害復旧事業 失業対策事業	補助事業と単独事業に分けられ、 国の直轄事業負担金を含む

基本戦略	施策体系	A			B		C		D (今回の監査対象)	
		第2期戦略 関連事業全体		Aのうち、 政策的経費 該事業		Bのうち、 1,000万円以上		Cのうち、 下記※を除外したもの		
		事業数	千円	事業数	千円	事業数	千円	事業数	千円	
1	希望が叶う 結婚・出産 ・子育て 応援の強化	○ 若い世代の出会い の応援強化 ○ 日本一の子育て 応援社会の環境づくり	6	49,924	5	41,538	1	32,102	1	32,102
			12	7,356,137	6	1,992,967	5	1,985,870	2	1,414,660
2	県内定着・ UIターン の拡大	○ 子育てと仕事の両立支援 計 ○ 県内進学への促進 ○ 県内就職の促進 ○ UIターンの促進 ○ 関係人口の拡大 計	25	7,478,204	18	2,106,648	8	2,065,084	3	1,446,762
			9	3,689,310	7	3,287,236	6	3,283,896	6	3,283,896
3	若者に 魅力ある 仕事の創出 とまちづくり	○ 創業の拡大・人材育成 ○ 魅力ある仕事の創出 ○ 新産業の育成 ○ 交流流新時代への対応 計	34	4,193,383	26	3,641,598	17	3,606,546	17	3,606,546
			31	2,824,053	16	2,541,089	9	2,520,243	7	2,464,524
4	持続可能な 共生社会 の実現	○ 全員参加の社会づくり ○ 共生社会の形成 ○ 社会機能の維持 ○ 後継者・担い手の確保 計	25	263,982	18	221,523	6	181,687	4	81,960
			9	135,996	7	98,411	3	74,529	1	15,515
合計			248	22,098,022	157	13,839,664	89	13,574,743	61	10,807,058
構成比 (%)			100.0	100.0	63.3	62.6	35.9	61.4	24.6	48.9

※ Dにおいて、Cから除外した事業

部	課	除外した理由
産業労働部	産業政策課	令和元年度における包括外部監査である「地場産業及び伝統工芸産業を中心とした振興事業に関する財務事務の執行について」において当該部下の事業が監査対象となり、監査が重複するため。
	国際経済課	
	創業・経営課	
	産業技術課	
交流文化部	文化課	令和3年度において両課が統合され、その統合作業に時間や労力を取られるため。
	スポーツ課	
健康福祉部	全部署	新型コロナウイルス対応を優先にしたいため。

施策体系		担当		事業No.	関連事業	令和2年度当初予算	※			
		部	課							
若い世代の出会いの応援強化	自然な出会いの拡大	地域戦略部	県民活躍課	1	オールふくい連携婚活応援事業	32,102				
日本一の子育て応援社会の環境づくり	出産・子育て応援	総務部	大学私学課	2	私立高等学校等就学支援事業	1,392,385				
		土木部	建築住宅課	3	住み続ける福井支援事業	22,275				
産学官連携による学生の県内就職の促進	県内進学 の促進	総務部	大学私学課	4	F A A学ふなら福井！応援事業	75,693	○			
				5	県立大学海洋生物資源学部新学科開設事業	158,284				
				6	県立大学運営費交付金（一部）	2,648,465				
				7	大学連携センター運営事業	21,054				
				8	私立高等学校魅力アップ推進事業	364,000				
				9	私立専門学校地域人材育成支援事業	16,400				
				県内就職 の促進	交流文化部	定住交流課	10	キャリアナビセンター運営事業	14,461	
							11	U Iターン移住就職等支援事業	31,652	○
							12	Uターン推進事業	32,384	○
	13	理系就活支援事業	69,705							
	14	U Iターン学生就活交通費応援事業	12,310							
	15	学生インターンシップ推進事業	14,263				○			
	16	人材確保支援センター運営事業	57,827				○			
	都市部における「攻め」の移住政策	U Iターンの促進	交流文化部	定住交流課	17	ふるさと福井移住定住促進機構運営事業	37,373	○		
					18	U Iターン人材開拓事業	16,770	○		
					19	「新しい働き方・暮らし方」推進事業	21,051	○		
20					都市の学生・社会人との多様な「関わりしろ」拡大事業	14,854	○			
地域産業を担う人材育成と魅力的な仕事づくり	創業の拡大・人材育成	交流文化部	観光誘客課	21	観光教育推進事業	11,037	○			
		産業労働部	企業誘致課	22	企業立地促進補助金	2,270,700				
		農林水産部	中山間農業・畜産課	23	中山間集落農業支援事業	59,049	○			
				24	里山里海湖ビジネス実践力強化事業	12,519				
		25	農山漁村交流人口拡大施設整備事業	83,600						
		教育庁	高校教育課	26	高度な職業教育推進事業	16,724				
				27	福井フューチャーマイスター事業	10,895				
	魅力ある仕事の創出	産業労働部	流通販売課	28	産業団地整備事業補助金	377,600				
				29	海外市場への売込み強化事業	226,152	○			
				30	6次産業化推進事業	23,879				
未来技術・交流新時代の 新ビジネスの育成	新産業の育成	農林水産部	水産課	31	ふくいが誇る「越前がに」漁業を持続的に支える資源対策推進事業	29,815				
				交流新時代への対応	交流文化部	ブランド課	32	恐竜博物館機能強化事業	1,035,079	
	33	恐竜博物館来館者ワカワカ回遊プログラム「外」	122,351							
	34	見たい・行きたい・味わいたい福井名物発信事業	13,323				○			
	35	恐竜ブランドキャラクタービジネス促進強化事業	19,456				○			
	36	周遊・滞在型観光推進事業	522,948							
	観光誘客課	37	民宿リニューアル支援事業			50,000				
		38	北陸新幹線開業に向けたインバウンド対策事業			98,432				
		39	関西・中京圏からの誘客課強化事業			20,300	○			
		40	東京や関西等の観光団体と連携した外国人観光客誘客促進事業			10,308	○			
		41	福井を学ぶ体験旅行推進事業			38,651	○			
	新幹線開業課	42	国際観光推進事業	25,283	○					
		43	小松空港を活用した誘客プロモーション事業	12,464						
		44	小松空港国際定期路線推進事業	11,200						
		45	北陸新幹線開業に向けたふくいブーム創出事業	103,654	○					
		46	北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業	80,000	○					
		47	北陸新幹線開業に向けたメディアプロモーション事業	37,840	○					
		48	北陸新幹線開業に向けたおもてなし機運醸成事業	13,478	○					
		49	北陸新幹線沿線エリアでのP R強化事業	36,092	○					
		50	北陸三県共同観光客誘致拡大事業	14,834	○					
51		海外クルーズ客船おもてなし事業	14,662	○						
土木部	港湾空港課	52	海外クルーズ客船おもてなし事業	11,249	○					

施策体系		担当		事業No.	関連事業	令和2年度 当初予算	※
		部	課				
全員参加型の 共生社会づくり	全員参加の 社会づくり	地域戦略部	県民活躍課	53	県民ワクワクチャレンジ応援事業	12,028	
				54	ふるさと貢献促進事業	38,502	
		交流文化部	定住交流課	55	ふるさと納税による新事業創出支援事業	20,630	
				56	ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト	10,800	
	共生社会の形成	教育庁	義務教育課	57	外国人児童生徒等支援事業	15,515	
持続可能な地域社会 の実現	社会機能の維持	地域戦略部	市町協働課	58	新福井ふるさと茶屋支援事業	25,000	
				59	市町協働による地域みらい応援プロジェクト	79,500	
				60	集落活性化支援事業	122,412	
		農林水産部	中山間農業・畜産課	61	中山間営農継続支援事業	46,742	
計						10,807,058	

なお、表の右端の※印の欄の「○」は事業の財源に「地方創生推進交付金」が組み込まれているものである。

《 地方創生推進交付金 》

事業概要	・ 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
	・ K P I の設定と P D C A サイクルを組み込み、従来の「縦 割り」事業を超えた取組を支援
	・ 地域再生法 に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 具体的な成果目標 (K P I) の設定 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> P D C A サイクル の確立 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="font-size: 2em;">←</div> </div>
手続き	地方公共団体は、対象事業に係る 地域再生計画 (概ね 5 年程度) を作成し、内閣総理大臣が認定する。
審査の視点	① 自律性 ② 官民協働 ③ 地域間連携 ④ 政策間連携 ⑤ 事業推進主体の形成 ⑥ 地方創生人材の確保・育成
資金の流れ	国は 1/2 を負担し、都道府県・市町村 に交付する。
効果検証	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 地方 地方公共団体による事業ごとの効果検証 (外部有識者の意見聴取、議会の関与) </div> <div style="font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 国 国におけるマクロの効果検証 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> K P I の達成 状況を報告 </div> <div style="font-size: 2em;">↑</div> <div style="text-align: center;"> 次年度以降の 交付に反映 </div> </div>

「地方創生推進交付金について (2019年11月5日) /
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局」
より監査人が加工。

II. 監査要点・監査手続

監査対象とした事業についての令和2年度決算額の科目別内訳は、下記の表のようになる。全体の合計額が大きい順に「負担金補助金および交付金」（ほとんどが補助金）「委託料」、「工事請負費」となり、それぞれ全体の84.6%、11.5%、2.1%を占めた。

事業No.	関連事業	R2 当初予算 (千円)	R2年度 決算額 (千円)	内 訳			
				負担金補助金 および交付金	委託料	工事 請負費	その他
1	オールふくい連携婚活応援事業	32,102	30,573	30,571			2
2	私立高等学校等就学支援事業	1,392,385	1,423,772	1,423,772			
3	住み続ける福井支援事業	22,275	13,783	13,783			
4	F A A学ぶなら福井！応援事業	75,693	49,288	49,278			10
5	県立大学海洋生物資源学部新学科開設事業	158,284	36,465		36,465		
6	県立大学運営費交付金（一部）	2,648,465	2,815,576	2,815,576			
7	大学連携センター運営事業	21,054	9,175	728	7,570		878
8	私立高等学校魅力アップ推進事業	364,000	370,000	370,000			
9	私立専門学校地域人材育成支援事業	16,400	13,685	13,685			
10	キャリアナビセンター運営事業	14,461	15,388		15,388		
11	U Iターン移住就職等支援事業	31,652	7,696	7,045	651		
12	Uターン推進事業	32,384	8,393		5,879		2,514
13	理系就活支援事業	69,705	64,068	10,365	4,257		49,446
14	U Iターン学生就活交通費応援事業	12,310	4,197	1,930	2,267		
15	学生インターンシップ推進事業	14,263	13,764		13,764		
16	人材確保支援センター運営事業	57,827	56,901		50,783		6,118
17	ふるさと福井移住定住促進機構運営事業	37,373	35,153	300	30,412		4,441
18	U Iターン人材開拓事業	16,770	16,286		14,988		1,298
19	「新しい働き方・暮らし方」推進事業	21,051	14,646	715	13,733		198
20	都市の学生・社会人との多様な「関わりしる」 拡大事業	14,854	8,944	1,189	7,755		
21	観光教育推進事業	11,037	9,131		9,000		131
22	企業立地促進補助金	2,270,700	771,210	771,210			
23	中山間集落農業支援事業	59,049	55,568	54,877			691
24	里山里海湖ビジネス実践力強化事業	12,519	6,546				6,546
25	農山漁村交流人口拡大施設整備事業	83,600	-				
26	高度な職業教育推進事業	16,724	9,920				9,920
27	福井フューチャーマイスター事業	10,895	7,366	5,091			2,275
28	産業団地整備事業補助金	377,600	142,400	142,400			
29	海外市場への売込み強化事業	226,152	152,944	152,944			
30	6次産業化推進事業	23,879	117,805	115,235			2,570
31	ふくいが誇る「越前がに」漁業を持続的に支える 資源対策推進事業	29,815	29,815		6,793		23,022
32	恐竜博物館機能強化事業	1,035,079	635,280		466,232	169,048	
33	恐竜博物館来館者ワクワク回遊ポイント	122,351	78,991	24,196	54,795		
34	見たい・行きたい・味わいたい福井名物発信事業	13,323	13,013	22	11,922		1,069
35	恐竜ブランドキャラクタービジネス促進強化事業	19,456	17,999		17,532		467

事業 No.	関連事業	R 2 当初予算 (千円)	R2年度 決算額 (千円)	内 訳			
				負担金補助金 および交付金	委託料	工事 請負費	その他
36	周遊・滞在型観光推進事業	522,948	544,104	544,104			
37	民宿リニューアル支援事業	50,000	44,042	44,042			
38	北陸新幹線開業に向けたインバウンド対策事業	98,432	7,249	7,190			59
39	関西・中京圏からの誘客課強化事業	20,300	3,052	3,052			
40	東京や関西等の観光団体と連携した 外国人観光客誘客促進事業	10,308	3,329		3,329		
41	福井を学ぶ体験旅行推進事業	38,651	6,155	6,096			59
42	国際観光推進事業	25,283	8,366	3,551	3,775		1,040
43	小松空港を活用した誘客プロモーション事業	12,464	1,615	245			1,370
44	小松空港国際定期路線推進事業	11,200	-				
45	北陸新幹線開業に向けたふくいブーム創出事業	103,654	92,306		91,851		455
46	北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業	80,000	27,275	27,275			
47	北陸新幹線開業に向けたメディアプロモーション事業	37,840	31,519		31,519		
48	北陸新幹線開業に向けたおもてなし機運醸成事業	13,478	11,552		9,152		2,400
49	北陸新幹線沿線エリアでのPR強化事業	36,092	22,706	2,471	20,076		159
50	北陸三県共同観光客誘致拡大事業	14,834	19,834	19,834			
51	海外クルーズ客船おもてなし事業	14,662	-				
52	海外クルーズ客船おもてなし事業	11,249	-				
53	県民ワクワクチャレンジ応援事業	12,028	10,935		2,372		8,563
54	ふるさと貢献促進事業	38,502	9,396	30	152		9,214
55	ふるさと納税による新事業創出支援事業	20,630	15,884				15,884
56	ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト	10,800	19				19
57	外国人児童生徒等支援事業	15,515	14,516	14,516			
58	新福井ふるさと茶屋支援事業	25,000	11,219	11,219			
59	市町協働による地域みらい応援プロジェクト	79,500	102,603	102,603			
60	集落活性化支援事業	122,412	49,826	49,826			
61	中山間営農継続支援事業	46,742	45,497	45,497			
合計		10,807,058	8,138,740	6,886,463	932,413	169,048	150,816
構成比 (%)			100.0	84.6	11.5	2.1	1.9

「その他」 の内訳	積立金	報償費	消耗品 費	使用料・ 賃貸料	備品 購入費	手数料	印刷 製本費	通信 運搬費	光熱 水費
合計額	49,005	38,303	13,424	11,240	8,214	7,416	5,341	5,057	4,775
構成比 (%)	0.6	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

「その他」 の内訳	燃料費	旅費	修繕料	補償補填お よび賠償金	広告料	保険 料	筆耕 翻訳料	食糧費	その他
合計額	4,134	2,296	597	514	215	179	55	49	150,816
構成比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9

なお、令和2年度決算額が「一」となっている事業については、No.25の農林水産部 中山間農業・畜産課「農山漁村交流人口拡大施設整備事業」はコロナ禍により事業の進捗に遅れが生じたため次年度に繰り越しになり、No.44の交流文化部 観光誘客課「小松空港国際定期路線推進事業」、No.51の産業労働部 企業誘致課「海外クルーズ客船おもてなし事業」、No.52の土木部 港湾空港課「海外クルーズ客船おもてなし事業」はすべてコロナ禍により事業が行われなかった。

科目別の監査要点及び監査手続については、日本公認会計士協会の公会計委員会研究報告第 11 号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」における手続を参考にし、監査手続を行っている。

ここでは、今回の監査対象で金額が 1 番多い「補助金・負担金」と 2 番目に多い「委託料」について研究報告書の監査要点及び監査手続を記載する。

○ 「補助金・負担金」の監査要点・監査手続

監査の要点	1. 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
監査手続	(1) 補助要綱・要領等を分析し、交付目的、対象事業、支出費目を確かめる。 (2) 交付申請書の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱、要領で定める事業及び組織が補助対象になっているかを確認する。
監査の要点	2. 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
監査手続	(1) 必要な書類はすべて徴求され、定められた審査・確認が行われているかを確認する。
監査の要点	3. 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
監査手続	(1) 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているかを検討する。 (2) 補助金額が定められた算定方法によって計算されていることを確かめる。 (3) 補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを検討する。
監査の要点	4. 補助事業の実績報告は適切か。
監査手続	(1) 補助金交付団体の補助に係る経理は適正かを確認する。 (2) 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを確認する。
監査の要点	5. 補助交付団体への指導・監督は適切か。
監査手続	(1) 補助金実施報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監督方法を確認する。
監査の要点	6. 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。
監査手続	(1) 補助事業の効果測定方法並びに分析及び評価方法を確認する。 (2) 補助金の評価結果に対する今後の対応方法を確認する。

○ 「委託料」の監査要点・監査手続

監査の 要点	1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
監査 手続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認する。 (2) 地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされており、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限りすることができるが、財務規則及びガイドラインに基づき選定しているかを確認する。 (3) 公の施設の管理委託の場合、「指定管理者制度」に準拠した相手先となっているかを確認する。 (4) 安易に随意契約を選定している傾向がないかを確認する。 (5) 一つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性があるかを確認する。 (6) 入札方式に変更し委託料圧縮を図れる随意契約はないかを確認する。 (7) (分析) 委託先別、委託業務の内容と委託金額の推移を確認する。

監査の 要点	2. 委託理由に合理性があるか。
監査 手続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託がないことを確認する。 (2) 委託は次のような理由に合致するかを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 多量な事務を短期間で処理するため ② 単純作業であるため ③ 事務を効率的に処理するため ④ 変則的な勤務条件が必要なため ⑤ 高度な専門的技術が必要なため ⑥ 臨時的な業務であるため ⑦ 行政サービス向上のため

監査の 要点	3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
監査 手続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算執行計画書、執行伺書を閲覧し、月次での予算執行計画の妥当性を検討する。 (2) 新規委託契約予定分については、委託内容及びその効果及び影響を検討し、新規委託契約の合理性を検討する。 (3) 委託契約の支払条件の妥当性を確かめる。

監査の 要点	4. 委託料の算定方法は適正か。
監査 手続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているかを確認する。 (2) 地方公共団体組織の一部と見られる法人、公益的法人等は委託契約により利益留保を図る必要性は少ない。 この考え方が委託料に反映されているかを確認する。 (3) 妥当な委託料算出のため、委託先では委託業務毎の原価把握が適正に行われているかを確認する。 (4) 契約に至った委託料の積算根拠は妥当で合理的なものかを確認する。

監査の 要点	5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
監査 手続	(1) すべての業務委託について委託契約が締結されているか、相手に関連団体のため契約手続が省略されていないかを確認する。 (2) 委託料は契約どおりに支払われているかを確認する。 (3) 委託業務の履行確認の後支払いが行われているかを確認する。

監査の 要点	6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。 委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
監査 手続	(1) 業務内容の変化に委託料は整合してきているか、時系列に検討する。 業務内容一単位当たり委託料の時系列的推移に異常はないかを確認する。 (2) 同一内容について他の地方公共団体事例と比較して、委託料の水準は妥当かを確認する。 (3) 委託先で把握している契約ごとの業務遂行コストの内容を分析して管理コストも含めて必要にして十分な水準を逸脱していないかを検討する。 (4) 委託先で委託業務が外注に付されている場合、 適正な発注方法が取られているかどうか、外注先の指揮監督が行われているかどうかを検討する。 (5) 外注に入札方式の導入、作業手順の見直し、間接人件費等の管理コストの節減、働く人の動機付けによる作業効率の向上、派遣労働者、パート従事者の採用による単純作業の変動費化などによる業務コスト削減努力が行われているか、その余地はあるかを検討する。 (6) (分析) 委託先別、委託業務の内容と委託収支の推移 (7) (分析) 委託科目別、予算額及び決算額比較表

監査の 要点	7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
監査 手続	(1) 安易に従来の方法を踏襲することなく、効率性など新たな観点から、委託先、委託範囲、方法などに検討を加え行政目的達成度を高める方策が採られているかを確認する。

監査の 要点	8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。
監査 手続	(1) 委託契約書どおりに完了していることを確かめる。 特に、継続契約については完了報告書が遅滞なく入手されていることを確認する。 (2) 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認が適正に行われているかを確認する。 (3) 調査研究委託成果品の活用が有効に行われていることを確認する。

第4章 外部監査の結果 / 総論

I. 県の政策・戦略

1. 福井県政策オープンイノベーションの理念に基づいた県政運営

県が2021年6月に公表した「福井県政策オープンイノベーション」の理念に基づいた4つの視点、県政運営スタイルとその内容は簡単とまとめると、次のとおりである。（「第2章 II. 福井県長期ビジョン」ですでに記載している。）

4つの視点	県政運営スタイル	内 容
1 長期的視点	長期ビジョン に基づく県政運営	① 長期ビジョン 2020 → 2040 (令和2年7月) ② 実行プラン (2020～2024) ③ 未来をつくる実践目標「チャレンジ2020、2021」 ④ SDGs パートナースhip会議 (令和2年8月)
2 創造性重視	デザイン思考 に基づく県政運営	① 政策デザイン ② デジタル化 (DX) ③ データサイエンス (EBPM) ④ 地方兼業 (都市人材コラボ) ⑤ チャレンジ政策 提案
3 機動的対応	徹底現場主義 に基づく県政運営	① OODAループ ② 職員クレド ③ 政策トライアル枠予算 ④ 県職員の兼業副業 ⑤ ふくい式20%ルール
4 総合力発揮	「チームふくい」 による県政運営	① 知事と市町長との政策ディスカッション ② 市町協働 課題解決チーム ③ しあわせアクション運動 ④ FUKUI 未来トーク ⑤ 将来構想 ワークショップ

これらは、既に制度や体制、規則等としてほとんどが具体的な形になっている。「1 長期的視点」については、内容欄に記載してある年月が示すとおり既に策定又は創設されている。その他については、次のようになっている。

視点	内容	具体的な制度・体制・規則等	実施・設置時期等
2 創造性 重視	① 政策デザイン	「パブリックデザイン ラボ ふくい」の開設	令和3年3月
	② デジタル化(DX)	プログラム 「福井県DX推進プログラム」の作成	令和3年3月
		推進体制 「福井県DX推進本部」の設置	令和3年4月
	③ データサイエンス(EBPM)		
	④ 地方兼業(都市人材コラボ)	副業・兼業限定 「未来戦略アドバイザー」の公募・委嘱	令和元年度より
⑤ チャレンジ政策 提案	「チャレンジ政策提案」の新設	令和2年度より	
3 機動的 対応	① OODAループ		
	② 職員クレド	行動規範 「福井県職員クレド」の策定・施行	令和元年9月
	③ 政策トライアル枠予算	機動的・試行的予算 「政策トライアル枠予算」の設定	令和元年度より
	④ 県職員の兼業副業	職員兼業副業制度 「福井県地域ビジネス 兼業促進制度」の創設	令和元年10月
	⑤ ふくい式20%ルール	勤務時間20%以内 創造的活動従事制度 「ふくい式20%ルール」の創設	令和3年4月
職員の働き方改革 「福井県庁 “Life style shift” デザインプラン」の策定		令和3年3月	
4 総合力 発揮	① 知事と市町長との政策ディスカッション(開催・実施)		令和元年度より
	② 市町協働 課題解決チーム	県と市町の職員 「課題解決推進チーム」の設置 で構成された 「分野別検討チーム」	令和元年度より
	③ しあわせアクション運動	県民総参加の社会の実現に向け、各種事業で運動を展開	令和2年7月
	④ FUKUI 未来トーク	ワークショップ 「FUKUI 未来トーク」の開催	令和2年2月
	⑤ 将来構想 ワークショップ	県民参加による 「福井県長期ビジョン」の策定	令和2年7月

このように理念に基づいた一定の視点からの県政運営スタイルを矢継ぎ早に具体的な形にして実行していることは大いに評価できる。

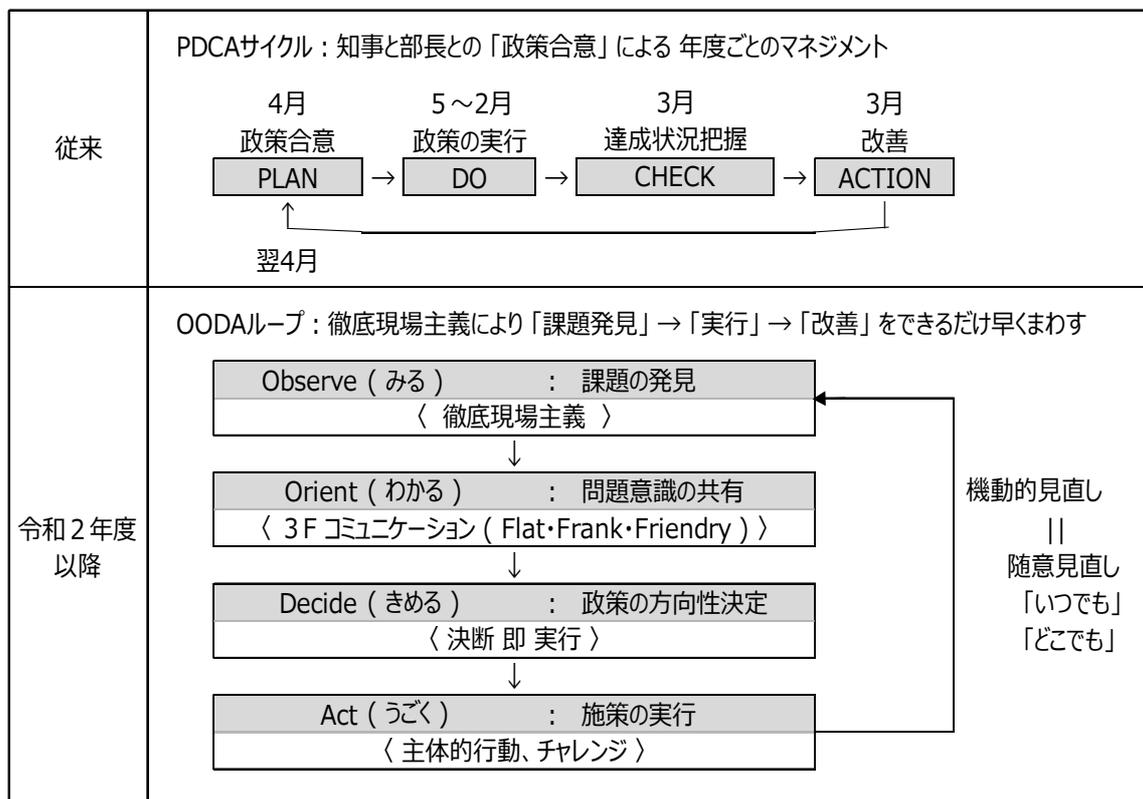
上記の表において、具体的な制度・体制・規則等と実施・設置時期等のところが空白になっているものは「2③ データサイエンス(EBPM)」と「3① OODA(ウーダ)ループ」である。これらは具体的な制度・体制・規則等の前提となる考え方である。「福井県政策オープンイノベーション」の記載をまとめると、次のようになる。

○ データサイエンス(EBPM)

概要	EBPM: Evidence Based Policy-Making データ解析による客観的な情報(エビデンス・ベース)に基づく政策立案の仕組み	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> エピソード・ベース 個人の知識や経験などの 主観的な情報(エピソード) に基づく政策立案 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> エビデンス・ベース データの分析・解析を 経て導き出された 客観的な情報(エビデンス) に基づく政策立案 </div>
EBPMの3つの利点	① 政策立案の根拠が明確になる → 政策の説得力・納得性が向上する	
	② 政策成果をデータにより検証できる → 客観的な情報に基づく政策の改善が可能になる	
	③ 複数の政策のインパクトが分析できる → 費用対効果を踏まえた政策の優先順位付けが可能になる	

このEBPMの取り組み例としては、令和2年度の新規事業である「人口減少対策データ分析・調査事業」において人口データ分析のスキルを持つ専門家を公募し、人口減少の実態等の調査分析を行うとともに対策に活用した例がある。

○ OODAループ



この OODA ループの考えは上記のように現在の政策の方向性決定、施策の実行において実践されている。

意見 1	データサイエンス (EBPM) と OODAループ について
監査の観点	経済性・効率性
<p>データサイエンスの重要性の認識や OODA ループの考え方はここ数年で社会生活全体に広まってきたものであり、社会的に確立された一定の手段・方法があるわけではない。これらの考え方を職員へさらに浸透させるために、考え方を具体的に施策や事務事業に落とし込む仕組みづくりを一層、試行錯誤しながら構築していくことが期待される。</p>	

2. 人口減少対策戦略

県では、令和2年度から「福井県長期ビジョンの実現に向けた県民アンケート調査」を行い、その結果を公表している。アンケート調査の概要は次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度
調査期間	10月22日～11月5日	10月25日～11月15日
調査対象	県内に居住する満18歳以上の3,000人 (住民基本台帳から年代別に無作為抽出)	
質問数	31問	26問
回答形式	マルチアンサー 27問 フリーアンサー 4問	マルチアンサー 25問 フリーアンサー 1問
回答者数	1,625人	1,686人
回収率	54.2%	56.2%

この中で人口に関連する質問もいくつかあるが、質問の文章（選択肢は除く）の中に「人口」という言葉が出てくるものは3つあり、両年度とも同じような質問をしている。下記は令和3年度の質問と回答である。

○問6 「福井県長期ビジョン」では、計画の基本目標として「しあわせ先進モデル 活力人口100万人ふくい」を掲げています。

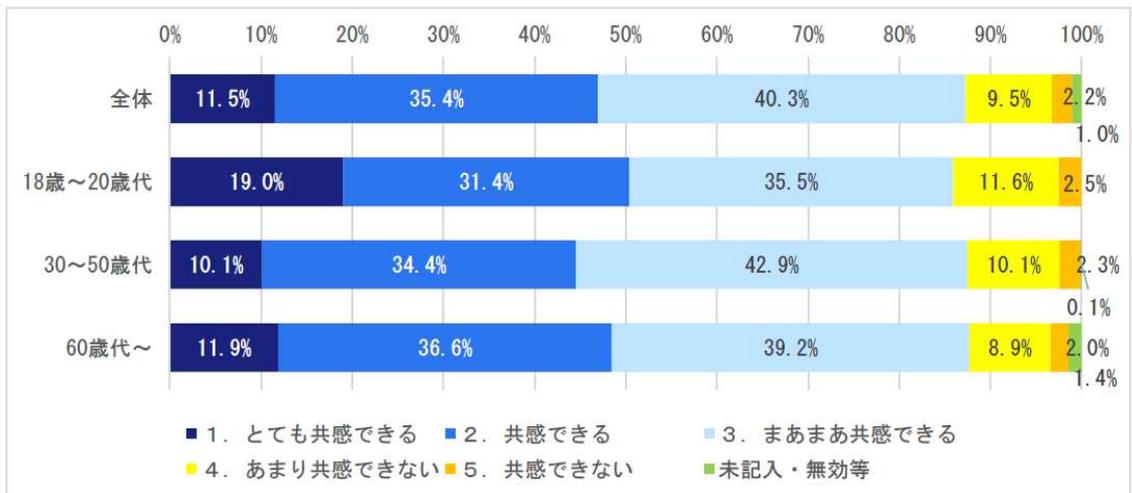
これは、「幸福度日本一」と評価される福井県の総合力の高さを活かし、住む人のしあわせを第一に、定住人口（※1）の確保を図るとともに、交流人口（※2）・関係人口（※3）を大きく拡大することにより、活力と楽しみにあふれる「活力人口100万人ふくい」を実現する、というものです。

あなたは、この「しあわせ先進モデル 活力人口100万人ふくい」について、どのように感じますか。最も当てはまるものを1つ選んで○をつけてください

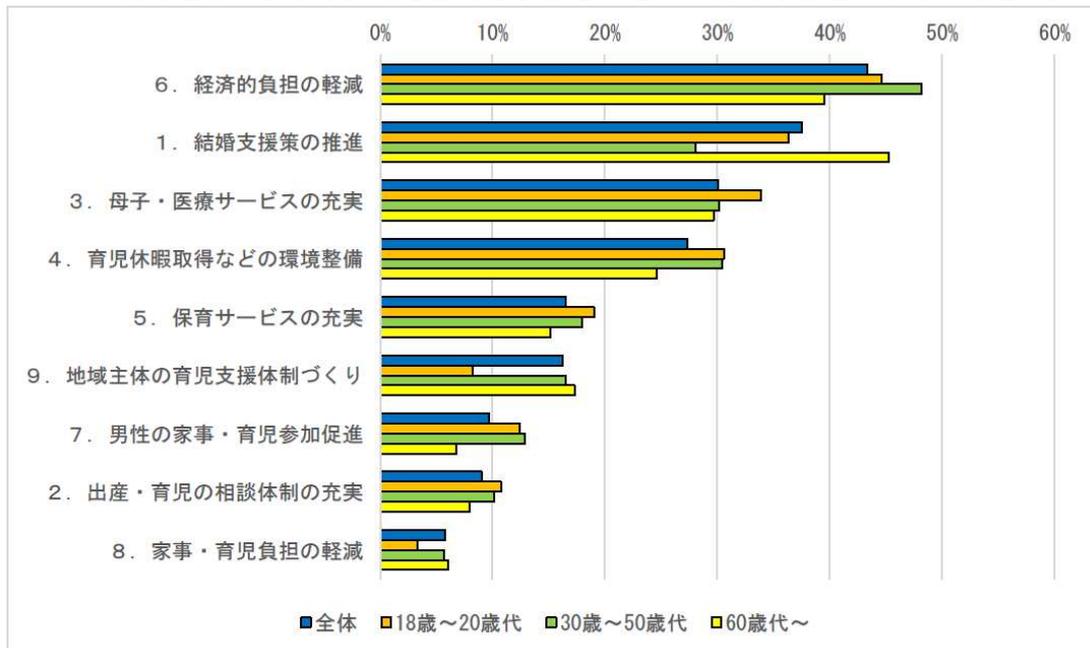
※1 定住人口：福井県に住んでいる人口

※2 交流人口：一時的に福井県に滞在する人口（観光客やビジネスなど）

※3 関係人口：福井県と継続的に関わる人口（福井県を二地域居住の拠点としている、福井県に帰省している、毎年県外から福井のお祭りに参加している、など）

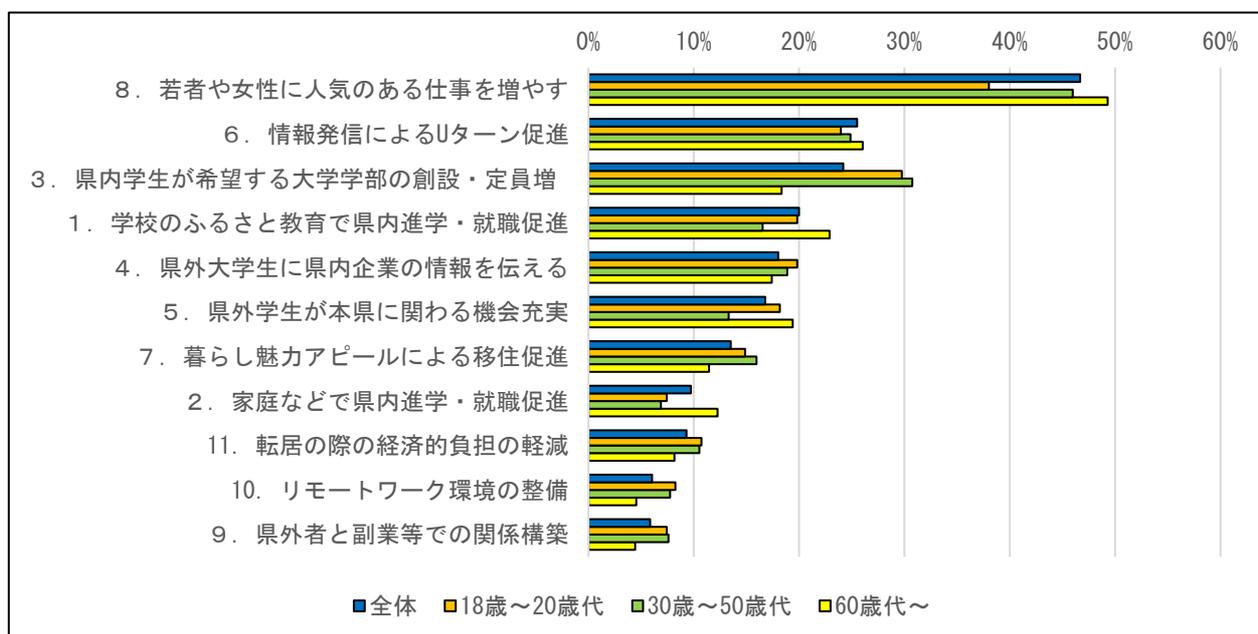


○ 問 20 福井県の人口減少対策（主に自然減対策）に関して、今後、どのようなことが必要だと思いますか。最も当てはまるものを2つ選んで○をつけてください。



(注) 令和3年度は令和2年度の回答の選択肢8つに「9」の選択肢を加えている。

○ 問 21 福井県の人口減少対策（主に社会減※ 2 対策）に関して、今後、どのようなことが必要だと思いますか。最も当てはまるものを2つ選んで○をつけてください。



(注) 令和3年度は令和2年度の回答の選択肢8つに「3」「10」「11」の選択肢を加えている。

問6において、全体で1・2・3の回答が87.2%を占め、共感を得ており、9割弱が「活力と楽しみにあふれる「活力人口100万人ふくい」を実現する」という「福井県長期ビジョン」の基本目標に共感している。「活力と楽しみ」が乏しいのがよいという県民はほとんどいないだろうから、この調査結果には納得できる。

監査人は個人的には、人口増減そのものに対する県民の意識を知りたい。具体的には、(定住)人口について「人口増加が望ましい」と思っているのか、「現状維持でいい」のか、「人口減少を特に問題とっていない」のか、「わからない」のか、ということである(県民の多くも知りたいのではないかと思う)。「人口増加が望ましい」以外のものに回答する県民が大都市圏と比べれば多いだろうが、一定の割合を占めるだろうと個人的には思う。この(定住)人口の増減そのものに対する県民の属性別(性別、年齢、居住地、最終学歴、職業、世帯年収、家族構成など)の意識調査の結果を問20の自然減対策、問21の社会減対策に反映させることにより、施策や事業の経済性・有効性・効率性が向上すると思われる。

また、人口増加あるいは人口減少のメリットとデメリットを比較し、総合的に人口減少は望ましくないという県の結論のもと、属性別の意識を考慮した施策・事業の計画を策定したという形になっていれば、この人口対策戦略の説得力がより大きくなると思われる。しかしこれについては、監査人自身もかなり難しいことだと感じている。なぜな

ら、県や市町村、国といった自治体の立場からは、その事業は産業振興などほとんどが直接的または間接的に人口増加につながるものであり、人口減少をもたらすものは皆無といえ、人口増加をよしとしない人が多ければ自治体は自らの事業を自己否定することになってしまうためである。また、実際の世界各国の統計データから人口減少は一人当たりの実質GDPを増加させる傾向にあるという説もあり、人口増加が必ずしもよいとはかぎらないことである。さらに、適正人口（人の総数が最大の人口規模の維持と全ての人々のための最適な生活水準とを両立させることが出来る場合の人口）という概念があり、日本の適正人口は現在の半分以下の5,000~6000万人という説もある。

監査人も人口問題・人口対策は大きくて複雑だがナイーブなものだと感じている。

意見 2	人口対策に関連する県のアンケート について
監査の観点	経済性・有効性・効率性
<p>人口増減そのものに対する県民の意識（(定住)人口について「人口増加が望ましい」と思っているのか、「現状維持でいい」のか、「人口減少を特に問題とっていない」のか、「わからない」のか）の属性別の調査を行い、その結果を自然減対策や社会減対策に反映させることにより、施策や事業の経済性・有効性・効率性を向上させることが期待される。</p>	

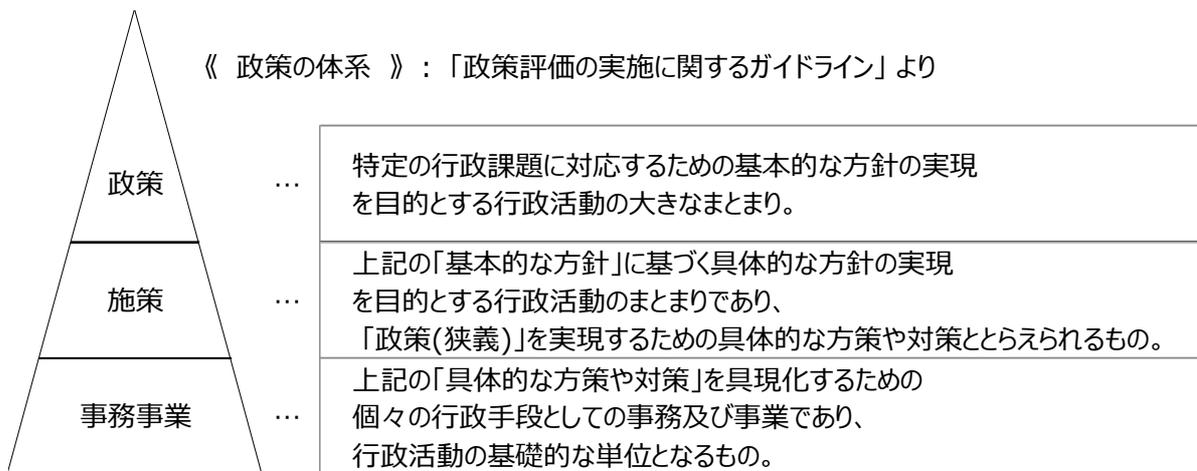
Ⅱ. 行政評価（政策評価）

1. 行政評価の概要

行政評価とは、行政機関が主体となって、自らの行政活動を点検・評価し、その結果を改善につなげていくことであり、それらをシステムとして行政活動の中に組み込んで実施することをいう。

国の行政機関については、2002年4月に施行された「政策評価法」（正式名称：行政機関が行う政策の評価に関する法律）により、「行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表」（第1条）することが義務づけられた。2005年12月には「政策評価に関する基本方針の策定」、「政策評価の実施に関するガイドライン」が策定された。

地方公共団体においては、行政評価は法律で義務付けられてはいないが、広く普及しており、現在では47全ての都道府県で行政評価を取り入れている。



2. 県における行政評価の概要

福井県の行政評価は 2000 年度に導入され、すでに 20 年以上経過している。行政評価に関する条例や規則はなく、要綱・要領で手続等が決められている。

行政評価の対象は、施策と事務事業であり、政策については行っておらず、評価指標の他の自治体との比較は行っていない。行政評価の結果は、予算要求や予算査定等へ原則反映している。

施策評価と事務事業評価の概要は以下のとおりである。

		施 策	事 務 事 業
評価対象 (範囲)		長期ビジョンの実現に向けた施策	重点事業 政策的経費 (事業)
評価実施頻度		上半期 1 回 と 年間 1 回	年間 1 回
評価方法	1 次評価	施策担当部課で自己評価を行う	事業担当部課で自己評価を行う
	2 次評価	各分野の有識者等で構成する「長期ビジョン推進懇話会(令和3年度より 長期ビジョン推進会議)」において実行プランに盛り込んだ各施策の実施状況の検証、成果に基づく施策の充実を行う	事業要求課と 財政課長 が 議論し、評価・決定する
成果物		チャレンジ20XX ver.1 チャレンジ20XX ver.2 チャレンジ20XX ver.3	事務事業カルテ
議会への説明 公表		評価結果は 議会へ送付し、説明	評価結果は 議会へ報告し、説明
指標		K P I (Key Performance Indicator)	活動指標、 成果指標
指標の設定方法		長期ビジョンの実現に向け、各部局が指標を設定	公表する「××度事務事業カルテについて」の「第 3 事務事業カルテの見方/18 成果指標等の推移」のみ

○ 施策評価

県は、長期ビジョンの体系に沿って設定した主な施策についてK P Iを設定し、施策の進捗状況を1年度に上半期と年間の2回施策の追加や見直しを行っている。これらの内容については、「チャレンジ 20XX」の Ver.1、Ver.2、Ver.3を作成し、県のホームページで公表している。

〈 令和2年度の例 〉

	公表物	Ver.1 (5月)	Ver.2 (11月)	Ver.3 (翌年5月)	
チャレンジ 2020	新時代 スタートアップ 主要プロジェクト	5年間の重点プロジェクト ・ふくいエンタメ計画 ・次世代チャレンジ宣言 ・しあわせアクション運動 の主な政策を設定	上半期の 進捗状況 を記載	年間の 進捗状況 を記載	→
	分野別の 主要政策	長期ビジョンの体系に沿って ・目指す姿(長期) ・主な施策(1年)を設定 ・K P I (1年)	上半期の施策・K P Iの ・進捗状況 ・追加、見直しを反映	年間の施策・K P Iの ・進捗状況 ・追加、見直しを反映	→
	県政の 主な成果	—	上半期の 主な成果 を紹介	年間の 主な成果 を紹介	→
					チャレンジ 2021

○ 事務事業評価

事務事業評価については、1事業につき2枚の事務事業カルテ(予算要求シート)を作成し(次ページ)、県のホームページで公表している。その作成指針として「予算要求シート記載要領」がある。

× × 事業

区分	経費区分	要求基準	部局名	課名	課長名	年度
事業主体			事務区分	事業区分	課名	年度
事業実施方法			<input type="checkbox"/> 自治事務	<input type="checkbox"/> 実行予算	事業開始年度	年度
補助率			<input type="checkbox"/> 法定受託事務	<input type="checkbox"/> 補助金	経過年数	事業終了予定年度(見直し年度)
福井県長期ビジョンにおける位置付け	分野 []			<input type="checkbox"/> その他	年	
	政策 []		関連する県の計画等			
[解決すべき問題・課題]						
[事業目的]						
[事業内容]						
[受益者]			[想定される受益者数]			
前事業の有無・実績	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 事業名 (実績)		関連事業の有無・役割分担	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 事業名 (役割分担)		
市町との連携状況			他県の状況			

× × 事業

区分	経費区分	要求基準	部局名	課名	課長名	年度				
事業主体			事務区分	事業区分	課名	年度				
事業実施方法			<input type="checkbox"/> 自治事務	<input type="checkbox"/> 実行予算	事業開始年度	年度				
補助率			<input type="checkbox"/> 法定受託事務	<input type="checkbox"/> 補助金	経過年数	事業終了予定年度(見直し年度)				
				<input type="checkbox"/> その他	年					
区分	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫、その他財源の名称等				
予算額										
[予算額の推移等] (単位：千円)										
区分	分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	令和3年度予算額の増減理由			
当初予算額の推移										
2月現計予算額の推移										
決算額の推移										
前年度までの主な増減理由										
[成果指標等の推移]										
区分	分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	中間目標	最終目標	目標・指標の考え方・積算根拠	
成果指標	(目標) 実績									
活動指標	(目標) 実績									
[事業の評価]										
前年度の実績			実績を踏まえた令和3年度の変更点				事業評価			
							<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮減	<input type="checkbox"/> 終期の見直し	見直し額
							<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 完了	
							<input type="checkbox"/> 整理統合	<input type="checkbox"/> 廃止	<input type="checkbox"/> その他	

3. 事務事業評価

(1) 活動指標・成果指標

① 活動指標・成果指標の設定

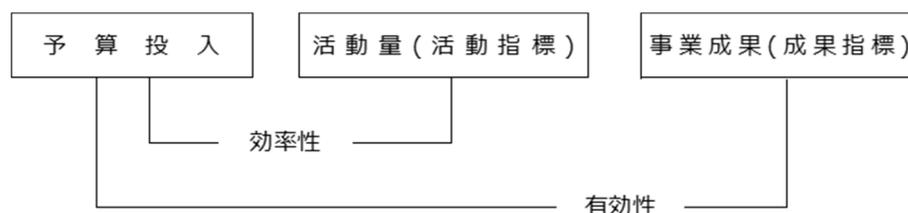
予算要求シート及び事務事業カルテにおける活動指標・成果指標について説明するものとしては、「予算要求シート記載要領」に以下の記載がある。

21 成果指標等の推移

(1) 内容

事務事業の効率性、有効性を客観的な指標によって測るため、「成果指標」「活動指標」を用います。その定義は、以下のとおりです。

- ・成果指標：事業実施の結果として県民にもたらされる成果、事業目的の達成度合い（アウトカム）
- ・活動指標：事業目的達成の手段として行う活動の量（アウトプット）



予算や人材を投入し、施策や事業をどれだけ実施したかというのが活動量（活動指標）、施策や事業を実施した結果、実際にどのような成果がもたらされたかというのが事業成果（成果指標）です。

例えば、不登校児童生徒対策としてカウンセラー養成事業費という予算を投入し、カウンセラーを養成した結果（この場合、カウンセラーの養成数などが活動指標となります）、県内児童生徒の長期欠席率が減少したというのが事業成果です（この場合、県内児童生徒の長期欠席率が成果指標となります）。

(2) 指標の設定

- ・成果目標は事業の検証に極めて重要であることから、必ず設定のうえ、成果指標は出来る限り数値目標を設定してください。
事業目的と整合性がない成果目標は設定しないでください。
- ・数値目標を設定できない場合には、出来ない理由を「目標・指標の考え方・積算根拠」に記載のうえ、数値では表すことが出来ない目標を記載してください。
- ・活動指標については、必ず定量的に記載してください。
- ・指標の設定に当たっては、(1)にある各指標の定義を参考に、事業成果を測る上で適

切なものとしてください。既に設定してある指標についても、同様の観点から必要に応じ見直しを行ってください。

(3) 指標値の記載

- ・各年度の欄に当該年度の指標値を記載してください。データの公表が遅く、当該年度の指標値が得られない場合は、(未発表)と記載してください。

(例)「1人1日当たりごみ排出量」の場合

元年度までのデータしかないため、2年度の欄は(未発表)と記載

- ・3年度については、活動指標、成果指標の記載が困難な場合は空欄とし、見込みの数値が記載できる場合は見込みの数値を記載し、(見込み)と注釈を入れてください。

活動指標・成果指標に関して文書化された説明や指示はこれ以外にはない。第5章における個別事業に対する外部監査の結果における意見の半数以上これら指標に関するものである。それらの意見を集約すると、次のようになる。

- ・指標が設定されていない。
- ・設定された指標が指標として適切ではない。
- ・指標の考え方や目標が明示されていない。
- ・内容が異なる事業ユニットが複数あるのに、指標は一つしか設定していない。
- ・指標の目標値が実際の状況から考慮すると適切ではない。
- ・環境が変化しているにもかかわらず指標自体あるいは目標値が硬直的である。

これらの指標に関する不備が多いのは、指標の設定にあたって事業担当者が拠り所とする考え方や基準が上記のものだけであり、これだけでは適切な指標を設定するには大まかすぎて、具体性がなく実用には不十分であることが主な原因であると思われる。

監査人が調べたかぎりでは、評価方法として学問的又は実務的に確立しているものはなく、これが正解だというものはないと思われるが、ロジックモデルと銘打って評価している自治体は多くある。各自治体は試行錯誤しながら毎年度ブラッシュアップしているものと思われる。

活動指標・成果指標の設定とその目標値・実績値による分析は事業の経済性・有効性・効率性を評価するための有効な手段であり、指標の有無や妥当性は事業評価の良し悪しを左右する。指標設定の拠り所となるマニュアル等の作成は適切な事業評価を行うために必要不可欠である。

指摘事項 1	事務事業評価における指標の設定 について
監査の観点	経済性・有効性・効率性
<p>県は、適切な事務事業評価を可能とするために活動指標・成果指標の設定の拠り所となるマニュアル等を試行錯誤しながら作成し、ブラッシュアップしていく必要がある。</p>	

② 指標を使用した分析

事務事業カルテは、事前に設定した目標値の達成状況の確認だけにとどまってお
り、差異を分析し要因を明らかにしていないものが多い。

分析は、活動指標・成果指標や目標の設定が論理的でない場合は意味をなさない
ため、その適切な設定が前提となる。そのため、適切な設定がなされていない場合は、
分析に対する意識も弱くなる。

また、適切な指標や目標値を設定しても、ノウハウがなく分析の仕方がわからなけ
れば有意義な分析はできない。分析を担当者一人一人がその場その場考えながら行
うのも時間的・能力的に限界があり、また、職員間でバラツキが出てしまう。

指摘事項 2	事務事業における指標に関する分析 について
監査の観点	合規性・経済性・有効性・効率性
<p>指標に関連する分析については、具体的な要綱・要領を作成したうえで、事務事 業カルテの要因分析欄に、指標の目標値と実績値の差異に関する要因分析につい て、事業による要因と外的要因を区別して記載するようにするのが望ましい。</p>	

(参考)

なお、ロジックモデルによる指標の設定方法について、監査人がいくつかの自治体や書籍を
調べてまとめたものを以下に記載する。参考になれば幸いである。

【 ロジックモデルを使った 指標 の設定 】

$$\frac{\text{アウトカム}}{\text{コスト}} = \frac{\text{経済性}}{\text{活動量}} \times \frac{\text{効率性}}{\text{アウトプット}} \times \frac{\text{有効性}}{\text{アウトカム}}$$

	インプット	活動・プロセス	アウトプット	アウトカム		
	コスト	活動量	直接の結果	短期 成果	中期 成果	最終 成果
最少のコストで実施されているか	経済性 = $\frac{\text{活動量}}{\text{コスト}}$			—		
最大の成果やサービスが得られているか	—	効率性 = $\frac{\text{アウトプット}}{\text{活動量}}$		—		
所期の目的を達成しているか	—		有効性 = $\frac{\text{短期アウトカム}}{\text{アウトプット}}$	$\frac{\text{中期アウトカム}}{\text{アウトプット}}$	$\frac{\text{長期アウトカム}}{\text{アウトプット}}$	
効果を上げているか						
	事務事業(政策・施策を実現するための実行手段)の評価で用いられる指標			施策(政策をより具体化した行政活動の目標)の評価で用いられる指標		
				政策(行政が目指すべき基本的方向)の評価で用いられる指標		

《 ロジックモデル 作成例 (監査人が加工) 》

● 京都市 / 例1

- 政策 … 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる
- 施策 … 廃棄物を出さない循環型社会の構築
- 事務事業 … ごみ減量相談窓口の設置

指標	事務事業の活動	アウトプット 直接の結果	短期 成果	中期 成果	最終 成果
		ごみ減量に関する相談窓口の設置	ごみの減量に関する相談を受け付け、解決策を提供する	ごみが減量する	循環型社会が構築される
	相談窓口設置箇所数	ごみの減量相談受付件数	ごみ排出量の削減率	循環型社会構築の構築度	環境保全基準達成率(大気・水質)

● 京都市 / 例2

- 政策 … 高度情報通信社会に対応基盤づくり
- 施策 … 情報教育の充実
- 事務事業 … 学校コンピュータ環境整備

指標	事務事業の活動	アウトプット 直接の結果	短期 成果	中期 成果	最終 成果
		市内の学校にパソコンを導入する	滑降におけるPC台数の増加	授業でよく使われる	生徒のPCリテラシーが向上し、情報教育が充実する
	パソコン年間導入台数	一台当たりの生徒数	PC活用授業時間	PCリテラシーの測定結果	高度情報通信社会の浸透結果

● 練馬区

例 職業訓練事業 (職業訓練学校を運営し、そこで訓練事業を行うことにより、就職を実現する事業)

目的 : 職業訓練により就業を実現し、失業率の低下を図る

	投入	活動	結果	直接的な成果	間接的な成果	最終的な成果
記述	学校運営	訓練事業	訓練終了	技能の修得	技能に応じて就職	失業率の低下
指標	コスト	回数・種類	修了者数	修得率	就職率	失業率
収集方法	決算	カリキュラム	卒業証書	テスト	聞き取り	地域統計
目標数値	1人当たり100万円	1人当たり30回	100%	90%	80%	4%
外部要因	補助金の廃止	学級閉鎖	事故等	事故等	新規採用の枠	経済状況
指標の活用	・活動指標に入れる場合 ・直接的な成果指標の代替として活用する場合			↓ 事務事業の 成果指標	↓ 政策・施策の 指標	

(2) 事務事業評価の公表

県のホームページにおける事務事業評価の結果についての公表は以下のようになっている。「●」や「・」に続く文言をクリックするとその下層のサイトが開く。

●令和2年度事務事業評価結果について

●令和2年度事務事業評価結果について

令和2年度 事務事業見直しの概要

令和3年度当初予算編成に当たり、令和2年度当初予算に計上した2,908の事務事業について、全体で605の事務事業を見直し、事業費で約49億円を削減

○ 評価の結果

	件数	事業費
廃止	44事業	4億円
縮減	561事業	45億円
計	605事業	49億円

●令和2年度事務事業評価の対象等について

令和2年度事務事業カルテについて

第1 事務事業カルテについて

予算編成と事務事業評価を一体的に実施し、事業評価を予算に直結させるため、事業の必要性・背景など予算編成に必要な事項を事務事業カルテに記載しています。

第2 事務事業カルテの対象

令和3年度当初予算で要求された全ての政策的経費とします。

第3 事務事業カルテの見方

1 区分

事業が令和3年度当初予算において新規事業なのか、拡充事業なのか、継続事業なのかを記載しています。

2 経費区分

：

：

●各部事務事業カルテ

●総務部

・広報広聴課

・財政課

・財産活用課

：

*各事務事業カルテは、県庁1階の県政情報センターにて公開しています。

●過去の事務事業評価について

●令和元年度事務事業評価結果について

●平成30年度事務事業評価結果について

：

① ○○年度事務事業評価結果

先に掲載した事務事業カルテにおける「事業評価」欄にはその評価結果として、「拡充, 継続, 整理統合, 縮減, 休止, 廃止, 終期の見直し, 完了, その他」の9項目がある。にもかかわらず、「令和2年度事務事業評価結果について」において「令和2年度 事務事業見直しの概要」の「評価の結果」として記載されているのは「廃止」と「縮減」の2つの評価結果の件数と事業費の金額だけである。9項目すべての評価結果を示してこそ「概要」ということができ、そうしてこそ県民への説明責任を果たしたといえる。

指摘事項 3	HPで公表する事務事業見直しの概要 について
監査の観点	合規性
HPで公表する事務事業見直しの概要では、事務事業カルテの「事業評価」欄の評価結果すべてについて、件数や金額とともに構成比も記載して評価結果の全体像が把握できるようなかたちで公表すべきである。	

② ○○年度事務事業評価の対象等

県は、「令和2年度事務事業カルテについて」の「第2 事務事業カルテの対象」として「令和3年度当初予算で要求された全ての政策的経費とします。」としている。そのため事業評価の結果のうち、「拡充, 継続, 縮減, 終期の見直し」は令和3年度当初予算に計上されるため公表されているが、「整理統合, 休止, 廃止, 完了, その他」は公表されていないということになる。HPのトップタイトルが「令和2年度事務事業評価結果について」とうたっているにもかかわらず、これらの公表されていない事業はどのような事業で何故そのような評価になったのかを県民は把握できない。

指摘事項 4	HPで公表する事務事業カルテの対象 について
監査の観点	合規性
現在 HP で公表されている事務事業カルテの対象は、評価結果が「拡充, 継続, 縮減, 終期の見直し」となり翌年度当初予算で要求された政策的経費のみである。その年度の事務事業の評価結果なのだから、翌年度の予算要求の有無にかかわらず、その年度のすべての事業の評価結果を公表すべきである。	

③ 各部事務事業カルテ

令和2年度においては、令和3年度当初予算で要求された全ての政策的経費に該当する事業について、各2枚ずつPDFで掲載されている。しかし、該当事業について1事業2枚ずつをそのまま結合したものを課ごとに公表しているだけであり、事業名およびその評価結果、財源内訳、事業開始年度等を全体的に把握できる一覧表が公表されていない（過去には「〇〇事業評価結果総括表」という一覧表を掲載していた）。

意見 3	HPで公表する各部事務事業カルテ について
監査の観点	合规性
各部各課の事務事業カルテについては、その課の該当事業の事務事業カルテを単に結合したものを公表するだけでなく、その課の事業全体の事業名や評価結果等を把握できる一覧表も公表するのが望ましい。	

4. 行政評価の問題点の解決の方向性

少々古いが、総務省が行ったアンケート調査に「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査（平成 28 年 10 月 1 日現在）」というのがある。

この中で、Ⅳの「5. 行政評価の成果」では、「個別の事務事業の有効性が向上した」（27 都道府県）、「個別の事務事業の効率性が向上した」（24 都道府県）、「業務体系の再検討につながった」（24 都道府県）と回答した都道府県に福井県は含まれていない。また、「職員の意識改革に寄与した」（27 都道府県）にも含まれていない。

また、Ⅳの「6. 行政評価の課題」では、福井県は「評価指標の設定」（37 都道府県）、「行政評価事務の効率化」（37 都道府県）、「職員の意識改革」（25 都道府県）が課題であるとしている。

この回答時点においては、課題の回答から、福井県は「評価指標の設定」が不十分で「事務事業の有効性・効率性」が向上せず、そのために「業務体系の再検討」につながらず、「職員の意識改革」が進んでいなかったことがうかがえる。

令和元年度から知事が交代し、OODA ループや政策トライアル枠予算を取り入れた施策評価の方法については変更点が大きいと思われるが、事務事業評価については事務事業カルテの様式にほとんど変更がない。現時点で同様のアンケート調査をした場合、どのような回答になるのだろうか。

行政評価について、一旦行政評価を導入して廃止したところは都道府県ではないが、市町村や政令指定都市では廃止したところも 50 以上あり、廃止の理由としては、「事務量に対して効果が少ない」「職員の事務負担が大きい」「評価の有効性・妥当性に疑問」があがっている。

行政評価が難しいことは、行政機関へのアンケート結果や各種文献を読んでも明らかである。その分野に専門知識や経験がある各部課の職員や行政改革担当課の職員が日々悩み、学識経験者の間でもこれが正解というものがないことに対して、包括外部監査人が問題の解決策を述べるというのは不相応かもしれないが、今までの内部統制監査や財務諸表監査などの経験やこれまでの行政評価に関する学習から、問題点の解決のヒントとしてその問題点の解決の方向性について提案したい。

i) 行政評価システムの再構築の体制

a. プロジェクトチームによる行政評価システムの再構築と毎年度の見直し

- ・総責任者、推進事務局、各部の責任者（部長）、各部の推進担当者から成るプロジェクトチームを結成し、全庁体制で再構築に取り組み、運用できる水準までもっていく。行政担当部署だけでなく、すべての部署の総意のもとで決定されていくという体制が必要である。

b. 随時更新と定期更新

- ・随時更新：更新・改善が必要と気づいた時点で職員が各部の推進担当者に連絡し、各部の部長から推進事務局に提案する。
- ・定期更新：年度のうち一定の時期・期間を決めて、全庁あげて改善・見直しの必要がないかどうかを検討し、随時更新と同様の手続きを行う。

c. 条例化

運用に耐えうる一定のレベルまで到達したら、行政評価制度は、要綱・要領といった内部規定ではなく、条例化して、システムを全庁的に定着させる。

ii) ツールの開発

行政評価を有効かつ効率的に行うためのツールを開発する。ツールとしては、ワンライティングの様式、フローチャート、チェックシート、データベースなどが

考えられる。

iii) 知識・ノウハウの蓄積

優れた評価や分析について推進事務局がデータベース化する。

iv) 職員へのインセンティブの付与

優れた評価や分析を行った職員に対し表彰するなどの動機づけを行い、職員の意識を向上させる。

Ⅲ. 補助金事業

1. 補助金支出の法的根拠

地方自治法は第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としており、これが補助金支給の法的根拠となっている。

2. 科目の区別

負担金、補助金、交付金は「負担金、補助及び交付金」という科目で処理される。これに委託金を加えてその科目の内容について記載する。

負担金	法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの
補助金	特定の事業・研究等を育成・助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの。
交付金	法令・条例・規則等により、団体・組合等に対して 地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償 として支出するもの。
委託金	法令の規定又は私法上の契約による <u>行政事務執行上の委託</u> により支出するもの

どの科目に該当するかにより準拠すべき規則等が異なってくるため、この区分は重要である。

3. 補助金に関する県の規則等

補助金に関する県の規則等として以下のようなものがある。

福井県補助金等交付規則	補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定したもの。
補助金交付要綱	交付規則に定めたこと以外を規定したもの。
補助金交付取扱要領	要綱に定めるもの以外で補助金の交付に関し必要な事項を定めたもの。
補助金交付事務マニュアル	交付事務に当たって必要と考えられる事項を取りまとめたもの。

この一番下の「補助金交付マニュアル」には「補助金交付事務マニュアルの取り扱いについて」(H27.3.18 付) が通達されており、以下のような内容が記載されている。
(監査人が加工)

○ マニュアルの作成

事業の適正な実施と補助金の適正な執行に資するため、補助金等の制度が創設された場合、原則として「福井県補助金等交付規則」の対象となるすべての補助金等について、包括的な手引書としての「補助金交付事務マニュアル」を速やかに作成し、各部政策推進グループ等を通じて会計局審査指導課へ提出する。

ただし、次に該当する場合は、作成不要である。

- ① 利子補給
- ② 当該年度の実績がなく、翌年度も見込みのないもの。
- ③ その他、作成が必要と認められないもの

作成においては、「補助金交付事務マニュアル(例示)」を参照のうえ、所管補助金の取扱い上必要に応じた加除修正を行い、次の内容について記載する。

- ① 補助事業の内容：補助要件、補助対象経費、補助対象経費の取り扱い
- ② 補助事業実施に当たっての注意事項
- ③ 交付事務の流れ
- ④ 検査について：検査方法、検査調書など

○ マニュアルの改訂

補助金等の内容の変更が生じた場合、速やかにマニュアルを改訂し、各部政策推進グループ等を通じて会計局審査指導課へ提出する。

○ マニュアルの廃止

補助金等の廃止等によりマニュアルを廃止する必要がある場合、速やかに各部政策推進グループ等を通じて、「補助金交付事務マニュアルを廃止する補助事業等」を会計局審査指導課へ提出する。

○ 検査調書について

(1) マニュアルに基づく補助金検査調書

事業が交付決定内容に適合した形で遂行されているか確認するもの。

- 〈 検査事項 〉
1. 補助事業の進捗・完了状況
 2. 関係書類の保管状況
 3. 関係帳簿等の記帳状況
 4. 補助対象物件の取得・支払状況
 5. その他

(2) 履行確認による検査調書

事業が完了したことを確認するもの。

4. 補助金事業の評価

(1) 補助金事業の判断基準（評価基準）

補助金事業の判断基準（評価基準）としては、以下のものが考えられる。

公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 客観的に公益性が認められるか。
必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要がある事業であるか。
妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 社会経済情勢や市民ニーズの等の変化に的確に対応し、不適合化や形骸化が生じていないか。・ 事業実施に係る具体的な目標が設定できているか。・ 事業実施に係る目標が達成できているか・ 補助金支給先は妥当か（補助交付先の財政状況等を勘案しないで過剰な補助をしていないか。） <p>補助金額・補助率は適切かつ妥当で、補助対象経費等は適切で明確になっているか。</p>
有効性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の成果を数値等で具体的に把握し説明できるか。・ 県が直接事業を行うよりも成果が得られているか。・ 事業を廃止した場合、県民への影響は大きいのか。
効率性	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付が他の手法と比べ費用対効果が高く、補助金額に見合う費用対効果が認められるか。・ 小規模補助ではないか。（効率が悪い）・ 国・市町や他部局に目的もしくは事業内容が重複・類似した補助制度がないか。
公平性 (透明性)	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金等に依存し、団体としての自主性、自立性が損なわれていないか。・ 同種同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。・ 多様な担い手がいるにも関わらず、補助対象が固定化し、既得権益化していないか。・ 補助制度（選定基準、募集・選定手続など）が広く認知されているか。

(2) 補助金制度の判断基準（評価基準）及び判断根拠の見える化

「3. 補助金に関する県の規則等」に記載したように、県は新設した補助金制度ごとに補助金の交付に関して、原則として交付要綱・交付マニュアルを作成し、補助金事業の目的や補助対象の事業内容、補助対象経費、補助率等を明記しており、この点は評価できる。

しかし、補助金制度の新設や補助金事業の評価による見直し（拡充・継続・縮小・廃止・休止・統合・費目変更等）においてどうしてそのような判断になったのかが把握できる資料やその判断の拠り所となる県の補助金（制度）に関する基本的な考え方（上記③の「補助金事業の判断基準（評価基準）」）に関して文書化されたものは何もない。また、検査調書においても検査事項のほとんどが手続的なものになっている。そのため、補助金事業の担当者やその上席者及び審査部門が統一された基準はなく個人個人の価値観や思いで判断や評価を行っているといわざるをえない。補助金の新設や見直しを公平・適切に判断するためには、全体的な視点から統一的な判断基準（評価基準）に基づいて検討することが必要である。

補助金制度の基本的な考え方や判断基準（評価基準）には以下の事項も加えて明文化すべきだと思われる。

- ・ 補助金の性質的分类に基づく個別の判断基準（評価基準）

（分類例）

制度的補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等により補助の実施が義務付けられているもの ・ 国の制度に基づくもの ・ 県の条例等により定めた基準に基づくもの ・ 他の市町村との協議によって補助するもの。 ・ 債務負担行為等に基づくもの
運営費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体運営費補助 ・ 施設運営費補助
事業費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共性の高い施設の整備に対する補助 ・ 借入金の利子等償還に対する補助（債務負担行為） ・ その他の事業費補助（個人に対する補助など）
イベント等補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等が行なうイベントや各種大会等に対する補助

- ・ 団体運営費・イベント等への補助に対する運営実態の把握方法とその判断方法

指摘事項 5	補助金事業における判断基準（評価基準）について
監査の観点	合規性・有効性・効率性・公平性・内部統制
<p>補助金等の新設や評価による見直しを公平・適切に判断し、有効性・効率性を向上させるためには、全体的な視点から統一的な判断基準（評価基準）に基づいて検討することが必要である。そのためには県は補助金制度に関する基本的な考え方や判断基準（評価基準）を明文化して県全体でそれに基づいて事業を実施する必要がある。また、公平性・透明性を高めるためにはそれを公表することが望ましい。</p>	

(3) 市町への補助金

今回監査対象となった事業のうち約 5 分の 1 の事業が市町へ補助金を交付している。中には補助率が 2/3 や 3/4 のものもいくつかある。

その中で、市が入札をして 1 者応札となったものがあり、この入札参加条件として「その市内に建設業法第 3 条第 1 項の本店を有していること」を挙げているものがあつた。これについて、一者応札を回避するために、その市内に本店がある者に入札参加を限定しているこの条件を福井県内に本店があることを参加条件とするなど条件を緩和するよう市に働き掛けないかを質問したところ、「地方自治法等に準じて、市は入札を行っており、事業主体が市の場合はそういうことはしていない」ということであつた。

この一者応札に限らず、補助金を市町に半分又は半分以上交付している事業に対して、交付するだけで交付後は何もしないのでは県の補助金の有効性や効率性などが損なわれるおそれがある。市町は他の事業者や組織・団体と異なり市町自体が他社に補助金事業を行う。県は市町の補助金事業に対し協力や調査、監視、指導等を行うことによって、県の補助金の効果を担保しなければならない。

指摘事項 6	市町への補助金に対する県の対応
監査の観点	有効性・効率性・内部統制
<p>県が市町の補助金事業に対して補助金を交付する場合は、その補助金が適切に運用されているかどうかを判断するための特別の仕組みや規程・ルール、チェック体制を設ける必要があると思われる。</p>	

(4) カルテ・評価シート

直接的な反対給付を伴わない一方的な支出である補助金は、他の科目と比べ独特であり、判断基準や評価項目は数が多く異なる部分もあるため複雑である。そのため、政策的経費について作成が義務づけられている現行の県の事務事業カルテに加え、補助金事業における判断・評価を適切かつ効率的に行うための補助金事業独自のサブカルテや評価シートを導入することは有効だと考える。このカルテやシートにおいて補助金の性質的分類を行うことにより、その補助金事業の性格や問題点などの把握や成果指標・活動指標の設定が容易になると思われる。

また、事務事業カルテには「事業評価」の欄がありそこに拡充や継続、縮小などの評価結果を記載することになっているが、評価結果の判断に至った根拠・理由を記載する欄がなく、それが明確になっていない。評価結果の判断に至った根拠・理由の記載欄をサブカルテや評価シートにその欄を設けるのが望ましい（事務事業カルテにその記載欄を設けてもよい）。

意見 4	補助金事業独自のサブカルテ・評価シートの導入 について
監査の観点	有効性・効率性・内部統制
補助金は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、他の勘定科目と異なる部分が多い。補助金事業の性格や問題点などの把握や成果指標・活動指標の設定を容易にするため補助金の性質的分類を行い、評価結果の判断に至った根拠・理由を記載するため、補助金事業独自のサブカルテや評価シートの導入を検討されたい。	

(5) 補助金制度の評価・審査体制

補助金は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるという点が他の科目と大きく異なるところである。そのため、いったん新設されその評価を県庁内部の職員だけで行っていると、その事業の評価・検証が十分にされず継続されることにより、惰性的になり形骸化したりするおそれがある。また、補助金交付される側と行政の間に築かれた関係・しがらみから既得権化され、多様な担い手がいるにもかかわらず補助対象者が長期化・固定化されるおそれがある。こういう弊害を回避するため、外部の者による評価・審査機関を設けることも考えられる。

意見 5	補助金事業における評価・審査体制 について
監査の観点	合規性・有効性・効率性・公平性・内部統制
補助金事業における制度の形骸化や補助対象者の長期化・固定化といった弊害を回避するため、個別の補助金事業の評価・審査及びや県の補助金事業全体の評価・審査において、外部の者による又は外部のものを加えた評価・審査機関を設けることも検討されたい。	

IV. 契約

1. 県における契約手続きの流れ

地方自治体の契約については、地方自治法 第 234 条において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの 4 つの方法により契約を締結するとしており、一般競争入札以外の 3 つの方法は政令に定める場合に該当する場合のみこの方法で契約を締結できるとし、一般競争入札が原則的な地方自治体の契約法であることをうたっている。

これを受けて、地方自治法施行令では指名競争入札及び随意契約の方法で契約を締結できる場合をそれぞれ第 167 条及び第 167 条の 2 で限定列挙している。

地方自治法	第234条	1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
地方自治法 施行令	第167条	地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第167条の2	1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 第1号～第9号：（省略）

また、随意契約によることができるとしている場合として、第 167 条の 2 第 1 項 第 1 号において、「予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合」を掲げている。これに対して県は福井県財務規則の第 165 条第 1 項においてこの随意契約を可能とする金額を次のように規定している。

号	契約の種類	予定価格
1	工事又は製造の請負	250 万円
2	財産の買入れ	160 万円
3	財産の売払い	50 万円
4	物件の借入れ	80 万円
5	物件の貸付け	30 万円
6	上記以外のもの	100 万円

以上をうけて、県における契約手続きの流れは、以下のようになっている。

競争入札		随意契約															
一般競争入札	指名競争入札																
執行伺書の作成																	
別表四 による区分に従い、執行伺書・支出負担行為書を作成する。(23)																	
↓	↓	↓															
公募・指名通知		見積書															
<p>○ 入札参加者の募集は、 入札日の前日から10日前までに県公報、 新聞、掲示板等で公告する。 (急を要する場合は5日前まで) (148)</p> <p>○ 入札の公告事項 一 入札に付する事項 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 三 契約条項を示す場所 四 入札の場所および日時 五 入札保証金に関する事項 六 入札の無効に関する事項 七 電子入札を行おうとするときは、その旨 八 その他、入札条件に関する事項 総合評価一般競争入札とする場合には、 ・ 総合評価一般競争入札の方法による旨 ・ 当該入札に係る落札者決定基準 (149)</p>	準用 (164)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>一件の契約金額</th> <th colspan="2">見積書の徴収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以上</td> <td>3者以上</td> <td>H19.3 通達</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> <td>2者以上</td> <td>(166Ⅰ)</td> </tr> <tr> <td>10万円未満</td> <td>1者のみ可</td> <td>(166Ⅱ②)</td> </tr> <tr> <td>3万円未満</td> <td>省略可</td> <td>(166Ⅲ③)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見積書を徴しないことができる場合)</p> <p>一 法令により価格が定められているとき。 二 特定の価格によらなければ契約することが困難であると認められるとき。 三 1件3万円未満の契約をするとき。 四 分解して検査しなければ見積ることができない備品等の修繕の契約をするとき。 五 国、地方公共団体その他知事が別に定める公共的団体と契約をするとき。 六 前各号に掲げる場合のほか、 見積書を徴する必要がないと認められるとき。 (166Ⅲ)</p>	一件の契約金額	見積書の徴収		50万円以上	3者以上	H19.3 通達	50万円未満	2者以上	(166Ⅰ)	10万円未満	1者のみ可	(166Ⅱ②)	3万円未満	省略可	(166Ⅲ③)
一件の契約金額	見積書の徴収																
50万円以上	3者以上	H19.3 通達															
50万円未満	2者以上	(166Ⅰ)															
10万円未満	1者のみ可	(166Ⅱ②)															
3万円未満	省略可	(166Ⅲ③)															
—	<p>○ 競争入札参加資格者名簿登載者からなるべく5人以上指名する。 (163)</p>																
※ 特定調達契約：予定価格が「政府調達に関する協定」に定められた基準額以上になると、40日間の公告が必要など、取扱いが異なる。																	
↓	↓	↓															
予定価格の決定																	
<p>○ 予定価格および最低制限価格の作成 (157)</p> <p>○ 予定価格および最低制限価格の決定方法 (158)</p>	準用 (164)	<p>○ 予定価格の決定</p> <p>○ 予定価格調書の作成を省略することができる。 一 第166条3項各号に掲げる場合 二 一件50万円未満の契約をする場合 (165の2)</p>															
↓	↓	↓															
入札		↓															
↓	↓	↓															
入札記録		見積記録															
<p>○ 入札後速やかに作成し、閲覧できるようにする。 (記入内容) 業務名、区分(入札の方式)、入札場所、入札日時、 入札担当者、立会者、入札参加者、入札辞退者、入札結果、 予定価格、最低制限価格</p>		<p>○ 予定価格調書を作成した場合、契約の相手方が決定後、速やかに作成し、閲覧できるようにする。 (記入内容) 業務名、区分(「随意契約」と記載)、見積場所、 見積日時、見積担当者、立会者、見積参加者、 見積辞退者、見積結果、予定価格</p>															
↓	↓	↓															

契約書の作成、契約の締結				
一件の契約金額	契約書の作成		契約金額にかかわらず、工事の請負契約または長期継続契約 (電気・ガス・浄の供給・電気通信役務の提供に係るものを除く) を締結する場合は、契約書の作成が必要。 (169 II)	
100 万円以上	要作成			
100 万円未満	指名競争入札 or 随意契約 の場合、省略可	請書 徴収		(169 I ①)
50 万円以上				
50 万円未満				
施行管理・契約変更				
○ 契約書や仕様書に定められた書類等は、事業者から期限までに提出されたか確認するとともに、承認事項は適正に処理する。 ○ 契約書や請書、仕様書に記載された内容が変更となる場合、事前に契約変更が必要。				
履行確認・検査				
○ 契約者は、契約の履行を完了したときは、完成届、納品書等により契約担当者に届け出なければならない。(184) ○ 契約担当者または検査職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。 ただし、一件100万円未満の契約または知事が別に定める契約に係る検査については、 支出命令書または支出負担行為兼支出命令書に検査を完了した年月日および検査を行った契約担当者または検査職員の氏名を記載することにより検査調書の作成を省略することができる。(185Ⅷ) ※ 検査は、通知を受けた日を含めて 工事については 14日以内、その他の給付については 10日以内 に行う。(支払遅延防止法)				

上記について、一件の契約金額 と 必要書類 の関係を一覧表にすると、次のようになる。

一件の契約金額	契約書の作成		予定価格調書の作成	(随意契約) 見積書の徴収			
100 万円以上	要作成		—				
100 万円未満	指名競争入札 or 随意契約 の場合、省略可	請書 徴収	(169 I ①)	要作成	—	3 者以上	H19.3 通達
50 万円以上				随意契約 の場合、	(165の2②)	2 者以上	(166 I)
50 万円未満		—		省略可	1 者のみ可	(166 II ②)	
10 万円未満					省略可	(166 III ③)	
3 万円未満							

また、特命随意契約についての福井県財務規則における規定及び通達は次のとおりである。

第166条 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、一の者からのみ見積書を徴することができるものとする。 一 契約内容の特殊性により相手方が特定される契約をするとき。(※)
(※) 特命随意契約 … 契約内容の特殊性により相手方が特定される契約 ・ H19.3.7 総務部長・出納事務局長 通達 (1) 特命随意契約理由の妥当性 競争性のある契約方法を取ることができないか十分に検討すること。 なお、やむを得ず特命随意契約とする場合においても、業務内容および範囲を精査し、競争が可能な部分は分割して契約を行うなど競争性を確保すること。 (2) 予定価格の妥当性 見積書の提出が1者となることから、特に慎重に予定価格の積算を行うこと。 また、契約の相手方から徴収する見積額については、内訳書を徴収しその内容を詳細に点検し、適正な契約金額にすること。

以上のように県における契約の手続きの流れや規定等を理解したうえで、契約事務の関係法令への準拠性、公平性、履行の確実性、効率性の観点から監査手続きを実施した。

2. 随意契約におけるシステム

地方自治法では、地方自治体の原則的な契約法は一般競争入札であるとし、随意契約は例外的方法として位置づけており、第 167 条の 2 において随意契約できる場合を第 1 号から第 9 号において限定列挙している。その主なものは以下のとおりである。

随意契約の種類	内容	※	競争性のない随意契約
少額随意契約	予定価格が一定金額未満の少額な場合、2 社以上から見積書の提出による見積り合わせにより、金額等の内容を比較して、最も安い見積金額を提示した会社と締結する契約。	第 1 項	—
—	その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	第 2 項	特命随意契約 (別名) 業者指定契約。 通常、「随意契約」という場合は、この「競争性のない随意契約」を指すことが多い。
緊急随意契約	緊急の必要により競争入札に付することができな とき認められる契約	第 5 号	
競争不利随意契約	競争に付することが不利と認められる場合の契約	第 6 号	
不落随意契約	入札参加者がいない、再度入札で予定価格に達し ない、再度入札で辞退札が提出されたなどにより入 札不調となった場合に締結する随意契約。	第 8 号	

※：地方自治法施行令第 167 条 第 1 項

特に「特命随意契約」の場合は、落札率が高止まりしやすく、契約予定者による価格操作が容易であるため、随意契約理由の是非が問題となってくる。

県では、随意契約の場合、執行伺を作成するときに随意契約理由書を作成する。

・作成する随意契約理由書

土木部以外の部署では随意契約の理由として「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第〇号の規定」という文言を記載するのに対し、土木部では予め用意した第 1 号から第 9 号までの規定の内容を記載した表の該当する号の欄に〇を付けている。。

監査の結果、該当する号の記載誤りが土木部ではほとんどないのに対し、土木部以外の部署では散見された。

・入力するシステム

土木部以外の部署では「財務会計システム」に入力するが、土木部では「公共工事行政情報システム」に入力する。しかし、「財務情報システム」は随意契約理由コードを持っており、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号までの号数の数字を入力できるのに対し、「公共工事行政情報システム」では随意契約

理由の号数を入力できるようにはなっていない。両システムは執行伺の後に作成する支出負担行為書の作成段階でデータが連動することになるが、このとき土木部の随意契約理由は「財務会計システム」に「0」として引き継がれ、「財務会計システム」からアウトプットされる歳出執行データの随意契約理由コード欄には土木部のものだけ「0」表示される。

意見 6	随意契約理由書及び随意契約理由コード について
監査の観点	内部統制
<p>随意契約理由コードの誤りは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号の内容を十分把握していないか 又は 把握しているが記載・入力の際にケアレスミスを犯してしまうか の両方が考えられる。この誤りを回避するため、あらかじめ用意した第 1 号から第 9 号までの規定の内容を記載した表において該当する号数に○を付する様式（土木部の様式）での随意契約理由書の作成を県全体で行うことが望ましい。</p> <p>また、「財務会計システム」は県の財務会計データの総元締めの情報といえるものであるから、土木部の随意契約理由コードがすべて「0」表示されないよう、「公共工事行政情報システム」に随意契約理由コードが入力できるようにシステムを改良するか又はそのコストが高むなら他の方法を考えて、財務会計データにおいて県のすべての随意契約理由が合把握できるようにするのが望ましい。</p>	

3. 一者応札

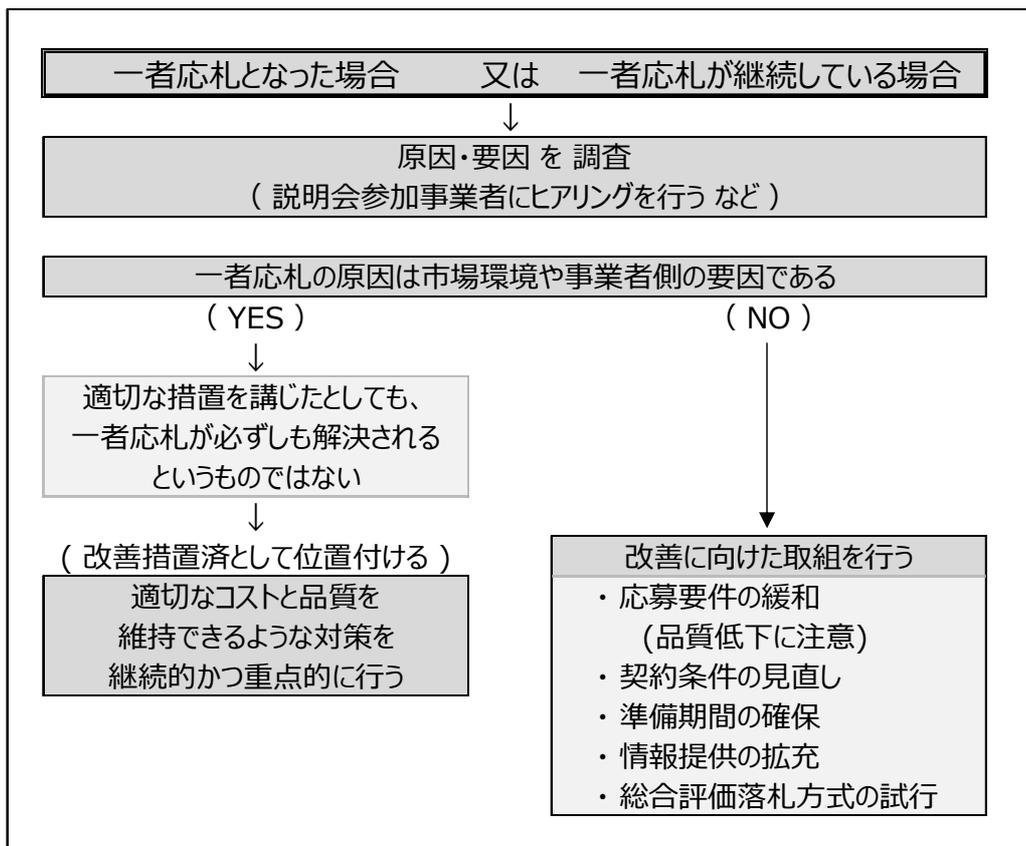
この総論においてはいくつかの個別の事業でみられた一者応札について記載したい。

一般競争入札や企画競争を実施した結果、一者応札となったものについて、応札者を増やし実質的な競争性を確保するため、その原因・要因を調査・分析し一者応札の改善に継続的な取組みを行うことが望ましい。

一者応札の改善のためには、まず県の事業担当者は事業者や市場環境について十分理解・認識できている必要がある。

また、調査・分析の結果、一者応札の原因が市場環境や事業者側の要因であることがわかった場合においては、発注側が適切な措置を講じたとしても一者応札が必ずしも解決されるというものではない。そのような場合でも事業担当者は一者応札となつてしまっている状況に対して実施すべきことを実施しているということを適切に説明できるようにしておくことが必要であるとする。

監査の結果、一者応札となったものについて、その原因・要因を調査・分析した結果を示す書面は見当たらなかった。



指摘事項 7	一者応札 について
監査の観点	経済性・有効性・効率性・公平性・内部統制
<p>1 者応札となったものについて、その原因・要因を調査・分析しその結果を書面で残すべきである。そして一者応札の原因・要因が市場環境や事業者側の要因であるといえない場合は、改善に向けた継続的な取組みを行う必要がある。</p>	

4. 契約締結同兼競争入札(随契)結果報告書

(1) 税区分の記載

「契約締結同兼競争入札(随契) 結果報告書」の様式における価格記載部分は、以下のとおりである。

① 設計金額		円	③ 最低制限価格		円
② 予定価格		円	⑤ 最低制限価格(税抜き)		円
④ 入札書比較価格		円			

:

入札参加者				⑥ 入札結果 (単位:円)		同額
番号	決定事項	債権者番号	商号または名称	1回目	2回目	

一方、「予定価格調書」の様式における価格記載部分は以下のとおりである。

①	設計金額		円
②	予定価格		円
③	最低制限価格		円
④	入札書比較価格		円
⑦	最低制限価格から消費税および地方消費税に相当する額を減算した価格		円

丸数字のうち、税込み金額は①②③、税抜き金額は④⑤⑥⑦である。なお、この丸数字は 監査人が説明上付したものである。

金額が税抜きか税込みかが慣れていないとわかりづらく紛らわしいので税区分を明確に表示した様式にすべきであるという監査人の意見に対し、県の審査指導課からは「案件により、消費税が課税・非課税の場合がある。また、業者により、課税業者、免税業者の場合があるので、当該調書に税抜き、税込みを表示することは正確性を欠くおそれがあることから、表示していない。」という回答を得た。

消費税は金額が大きくまた落札率等のことを考慮しても意思決定等において影響が大きいと、税込みか税抜きかは明確にすべきである。県の回答にある正確性を欠くリスクは様式を改良することにより容易に回避できると思われる。

意見 7	帳票における税区分 について
監査の観点	内部統制
1つの調書の様式に税込み、税抜き、非課税といった税区分が異なる金額が混在する場合は、様式において税区分を明確にすべきである。	

(2) 結果報告書に記載される情報

各所属の物品購入において所属長がその入札等の執行事務を会計課に依頼して行う場合、その結果が「契約締結伺兼競争入札(随契)結果報告書」として財務会計システムを通じてその所属に帳票配信され、起案者や所属長がその結果報告書に押印する。しかしその結果報告書には 入札者や見積書提出者が存在しても落札した1者しか記載されない体裁となっている。この会計課に依頼して物品購入を行う場合以外の契約においては、この結果報告書に入札者全員の情報が記載される。

・ 物品購入を会計課に依頼する場合

入札参加者				⑥ 入札結果 (単位:円)		同額
番号	決定事項	債権者番号	商号または名称	1回目	2回目	
1	落札	○○○	○○○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○	

・ 上記以外の契約の場合

入札参加者				⑥ 入札結果 (単位:円)		同額
番号	決定事項	債権者番号	商号または名称	1回目	2回目	
1	落札	○○○	○○○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○	
2		△△△	△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	
3		××××	××××××××××	×××××××	×××××××	

購入伺をした所属の者は、複数の入札者や見積書提出者の法人名・氏名や入札・見積金額を財務会計システムを通して照会できる。しかし、結果報告書に落札者以外の情報も記載しておけば、一々照会する手数を省くこともできるし、各所属が遡って資料を見直す場合にも手間がかからない。

意見 8	契約締結伺兼競争入札(随契)結果報告書に記載される情報 について
監査の観点	内部統制
各所属の物品購入において所属長がその入札等の執行事務を会計課に依頼して行う場合においても、照会で明示される事項が結果報告書にも自動的に反映されるようにして、落札者だけでなく落札できなかった者の情報も結果報告書に記載されるのが望ましい。	

V 内部統制

内部統制とは、組織業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。内部統制自体は、組織が成立した段階から事実上存在しているものと想定できるが、制度としては金融商品取引法において「内部統制報告制度」として導入された。これは、企業の財務報告に係る内部統制が有効に機能していることを経営者自らが評価した「内部統制報告書」を作成し外部の公認会計士・監査法人による監査を求める金融商品取引法に基づき作成することを義務づけたものであり、上場会社等に2008年4月1日以降に開始する事業年度より適用されている。

地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法の一部改正により監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入され、2020年度から都道府県及び政令市に実施が義務付けられた。その背景には、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(2016年3月)の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められていることがある。

福井県における内部統制の体制等は次ページのようになっている。

体	制	役割	作成するもの		記載事項
			＝ 議会に提出し、公表するもの	＝ 「福井県内部統制推進要領 (R2.3)」の様式	
内部統制 最終責任者	福井県知事	内部統制の整備運用に関する最終的な責任者	● 内部統制に関する方針 「福井県内部統制基本方針 (R2.3)」	● 議会に提出し、公表するもの ● 「福井県内部統制推進要領 (R2.3)」の様式	内部統制の目的 ・ 内部統制の対象とする事務 ・ 法第 150 条 第 1 項又は第 2 項に規定する 方針である 旨 ・ 長の氏名 下記 参照
内部統制 実務的責任者	福井県副知事	実務的な責任者	—	● 内部統制評価報告書 (最終責任者)	—
内部統制に 関する 会議体	コンプライアンス 推進会議 ・ 委員長：総務部長 ・ 副委員長：会計管理者 ・ 他のメンバー：各部署副部長 等	取組結果を共有し、 見直し事項 について協議	議事録	—	—
内部統制 推進部局	関係課による 推進チーム ・ 総務部 財政課 ・ 総務部 人事課 ・ 総務部 財産活用課 ・ 総務部 情報公開・法制課 ・ 地域戦略部 統計情報課 ・ 会計局 審査指導課 ・ 会計局 会計課	内部統制体制 の整備等を 全庁的に推進	・ 基礎評価 総括 (〇〇事務) (様式 4-1) ・ 重点取組事項 基礎評価 (様式 4-2) ・ 自己点検【財務に関する事務】 基礎評価 (様式 4-3)	—	—
業務執行者	所属長 各部署 ・ 政策参事・課長補佐 等 各職員	所属における 内部統制 責任者 コンプライアンス推進員 として指導・監督 業務の遂行、 対応策の実践	・ 内部統制実施計画書兼実施結果報告書 (様式 1) ・ リスク評価シート (様式 2) ・ 自己点検表 ・ 組織的取組体制 (様式 3-1) ・ 財務に関する事務 (様式 3-2) ・ 所属独自取組 (様式 3-3)	—	1 内部統制の整備及び運用に関する事項 ・ 長の責任 ・ 内部統制の基本的枠組み ・ 対象事務 ・ 内部統制の限界 等 2 評価手続 ・ 評価対象期間 及び 評価基準日 ・ 評価方法 ・ 全庁的な内部統制の評価項目 など 3 評価結果 4 不備の是正に関する事項 など
内部統制 評価部局	総務部 人事課	各部署の自己評価 をとりまとめ、 整備運用状況について 独立的評価を行う	● 内部統制評価報告書	—	1 審査対象 2 審査の着眼点 3 審査の実施内容 4 審査の結果 5 備考
内部統制評価にかかる審査	監査委員	内部統制評価報告書 の記載に関して、 審査意見を記載する。	● 内部統制評価報告書 審査意見書 ・ 評価手続に係る記載の審査意見 ・ 評価結果に係る記載の審査意見	—	—

導入1年目の地方公共団体の内部統制制度に対する県の対応について、その整備・運用状況についてそれを直接監査対象とした内部統制監査を行ったわけではなく、「福井県内部統制基本方針」、「福井県内部統制推進要領」、「内部統制評価報告書」、「内部統制評価報告書審査意見書」を一通り閲覧したのみであるが、特に問題点は見当たらなかった。しかし、上記の総論との関連もあり、以下のことを記載したい。

方針、規程・規則・基準、要綱・要領、マニュアル・手続書・指示書等（以下、規程等）を設定することは、その作成に時間がかかり、また、設定されてもそれを準拠しなければならないため、それらは煩わしさや拘束感をもたらすものとして一般的に敬遠しがちなものである。しかし、規程等は以下のような効果・メリットがあり、必要と思われるものは積極的に作成・設定していくことが望まれる。

〈 規程等の効果・メリット 〉

○ 業務実施者

- ・ 自律的な業務の遂行を可能にする。
- ・ 業務の明確化により効率的な業務の遂行を可能とする。（作業時間の短縮）
- ・ 業務の標準化により業務の品質を一定レベルに維持できる。

○ 組織

- ・ 必要な情報や知識を組織内で共有できる。
- ・ 指導やサポートが不要となる。（教育時間の短縮）
- ・ 属人化のリスクが軽減される。

属人化 … 特定社員の担当業務の詳細内容や進め方が当人以外では分からなくなってしまうこと。

非定型業務のような状態の業務を規程等の設定によって定型業務へと変換させることにより、業務の標準化、ミスの低減化、業務時間の短縮化を図り、空いた時間を重要性が高い業務や例外的な業務、新規業務への対応に充てることができる。

また、規程等を設定してもそれを適切に運用しなければ作成にかかった時間が無駄になってしまう。規程等を作成し、それを有効に管理・運用するためには以下のようなことが必要である。

① 規程等の作成・更新の体制の構築・常置

作成の体制	・作成の総責任者、 ・部門の推進担当、	・推進事務局、 ・作成担当者	・部門責任者
更新の体制	・責任者、	・規程等管理責任者、	・更新担当者

② 規程等の更新のルール

随時更新	更新が必要と気づいた人が体制メンバーに連絡 ↳ 更新担当者による更新 ↳ 規程等管理担当者への報告
定期更新	規程等管理責任者が総点検を指示 ↳ 更新担当者が他のものに協力依頼 ↳ 協力者と共同で点検・更新

③ 規程等管理規定による運用

規定すべきこと	(1) 組織内文書の階層や組織内規程の分類・体系の定義 (2) 規程の効力・消滅のタイミングの定義 (3) 規程制定時の流れ（原案作成から承認・公布までの手順） (4) 規程の維持管理のルール（改訂実施のタイミング，改訂の手順） (5) 規程に盛り込むべき項目の定義 (6) 規程の中で使用する用字・用語・実際の帳票の定義 など
---------	--

AI がマニュアルなどの自然言語で書かれた知識源を読み解いて質問の回答を発見したり、マニュアルを読み込んだ AI が従来の人間が行う処理や判断をマニュアルに従って高速で処理してくれたりする時代がすぐに訪れるのかもしれない。

意見 9	規程等の意識的・積極的な作成、管理、運用・活用 について
監査の観点	合规性
規程等の重要性やメリットを十分理解し、規程等の作成、管理、運用・活用を意識的にかつ積極的に行うことが望ましい。	

第5章 外部監査の結果 / 個別事業

この章では、第3章で監査対象として選択した事業の監査結果について、一覧表にして記載する。なお、結果の区分はすべて「意見」である。

No.	事業名	項目	内容	監査の観点							
				合規性	経済性	効率性	有効性	公平性	内部統制 その他		
No.1 オールふくい連携婚活応援事業											
10	マッチングシステム委託先の財務状況		当方は、県が導入したマッチングシステムサービスの継続的な運営に影響はないと考えられるが、引き続き委託先(株)タメニの財務状況を注視することが必要と考える。								●
11	センター運営費(消耗品費)の使途		来所者閲覧用の新聞・雑誌・書籍等の定期購入は不要ではないか。経済性・有効性・効率性の観点から、必要に応じて、その都度、必要な書籍等を購入することが望ましいと考える。	●	●	●					
No.2 私立高等学校等就学支援事業											
12	活動指標・成果指標の設定		成果指標・活動指標が適切に設定されていない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えである。「目標管理」は3E向上の前提となり、数値目標があることで成果の現れ方は変わってくる。特に成果指標・活動指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。適切な指標の設定が望まれる。	●	●	●					
No.3 住み続ける福井支援事業											
13	適切な活動指標の設定及び目標未達成の場合の計画の見直し		成果指標と関連性が強い活動指標を設定し、目標未達成の場合は補助先と協力しながらその原因を調査し、事務内容や手続きを見直さなければならない。	●	●	●					
No.5 県立大学海洋生物資源学部新学科開設事業											
14	活動指標の設定		成果指標・活動指標が適切に設定されていない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えである。「目標管理」は3E向上の前提となり、数値目標があることで成果の現れ方は変わってくる。特に成果指標・活動指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。適切な指標の設定が望まれる。	●	●						
No.6 県立大学運営費交付金(一部)											
15	活動指標の設定		活動指標が設定されていない。担当課では、必ず何らかの形で事業評価を行っているはずであり、県民に対する事業の説明責任を果たすためにも、適切な指標の設定と評価を示すべきである。	●	●						
No.8 私立高等学校魅力アップ推進事業											
16	活動指標の設定		活動指標として「県内私立高校数」が設定されているが、事業目的を評価する指標として適切でない。事業目的の達成度を表す適切な指標の設定が望まれる。	●	●						
No.9 私立専門学校地域人材育成支援事業											
17	活動指標の設定		活動指標として「補助対象県内私立専門学校数」が設定されているが、事業目的を評価する指標として適切でない。事業目的の達成度を表す適切な指標の設定が望まれる。	●	●						
No.10 キャリアナビセンター運営事業											
18	成果指標		新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業内容の変更を踏まえた上で、成果指標の目標値を、実態に即した意味のある値に再設定する必要がある。			●	●				

No.	事業名		監 査 の 観 点						
	項目	内容	合規性	経済性	効率性	有効性	公平性	内部統制	その他
No.12 Uターン推進事業									
19	意見・「学生と先輩社会人による交流会開催」委託業務	学生が先輩社会人と交流できる貴重な機会を、より広く有効に学生に届けられるよう、県と委託先が、共有している目標に対し責任をもって業務を遂行する必要がある。		●		●			
No.13 理系就活支援事業									
20	理系学生向け就職支援事業委託	理系学生向け就職支援について、県と委託先が、事業の目的を共有化し、認識を深め、責任をもって事業を遂行する必要がある。		●		●			
21	学生UIターン奨学金返還支援の対象者	学生UIターン奨学金返還支援の内容と、事業目的の整合性を確保すべきである。 学生UIターン奨学金返還支援の対象者について、[県外大学等の卒業者]に限らず、[県外出身の県内大学等卒業者]を含めることが適切ではないかと考える。					●		
No.14 UIターン学生就活交通費応援事業									
22	UIターン学生就活交通費応援事業の委託料	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い変化する学生の就活状況を勘案し、解決すべき問題・課題の解決及び事業目的の達成のために、県と委託先が、経済性と有効性を確保し事業が行われるよう、考え業務遂行する必要がある。		●		●			
No.15 学生インターンシップ推進事業									
23	成果指標	事業の内容と成果指標の整合性を確保すべきである。 成果指標について、「県内および県外大学等卒業者の県内就職者数」が適当ではないかと考える。				●	●		
No.16 人材確保支援センター運営事業									
24	活動指標・成果指標 / 事業内容(事業ユニット)の数より少ない指標の数	事業(事業ユニット)が複数あるなら、その数以上の活動指標・成果指標を設定することが望ましい。		●	●	●			
No.17 ふるさと福井移住定住促進機構運営事業									
25	成果指標・活動指標	成果指標・活動指標の目標値を、実績に即した値に再設定する必要がある。		●	●	●			
No.21 観光教育推進事業									
26	委託業者の選定	提供されている現状のサービスが「有効性」や「経済性」の観点から最適かを検証する意味でも、プロポーザル方式等を活用するなどして他の業者が提供するサービスの内容を比較検討した上で委託先を選定することが望ましい。		●		●			
No.27 福井フューチャーマイスター事業									
27	活動指標の設定	活動指標が設定されていない。その理由については「活動指標として適切なものを設定できないため」とされている。担当課では、必ず何らかの形で事業評価を行っているはずであり、適切な指標の設定と評価を示すべきである。		●	●				
No.28 産業団地整備事業補助金									
28	成果指標の設定の妥当性	この事業において、活動指標として「企業訪問件数」、成果指標として「補助件数(補助金を支給した市町の数)」を設定している。 成果指標としている「補助件数」は補助金を交付する市町等の数であり、交付した後に企業が進出して初めて補助金の意味があり、「補助件数」は「成果指標」とは言い難い。 成果指標は「分譲面積」又は「分譲企業数」としたほうがよいと思われる。				●	●		

No. 事業名			監 査 の 観 点					
			合 規 性	経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性	内 部 統 制
項目	内容							
No.31 ふくいが誇る「越前がに」漁業を持続的に支える資源対策推進事業								
29	随意契約理由コードの誤り	随意契約理由コードの誤りを回避するために、第1号から第9号までの規定の内容を記載して該当する理由に○を付する様式での随意契約理由書の作成が望ましい。	●					
30	カニ殻の有効利用	生産量が多いカニの殻に含まれるキチンに繊維王国福井の優れた繊維技術を組み合わせたオープンイノベーションによって多種多様な製品へ応用展開され、カニ殻が有効利用されることを期待したい。				●		
31	農林水産物のブランド化の方法	農林水産物のブランド化として、福井県の代表的な農林水産物の品目に県民の公募によるキャッチコピーをつけるのはブランド化の方法としてコストの面でも有効性・効率性の面でも優れた戦略だと思われる。	●	●	●			
No.32 恐竜博物館機能強化事業								
32	成果指標の設定	この事業のような政策的経費は、経常的経費と異なり、明確な事業目的を設定して政策的な判断のもと投入する経費である。適切な成果指標を設定していないと、事業目的の内容あるいは事業目的の設定行為が不適切ではないかと疑われる。成果指標は必ず設定すべきである。			●	●		
No.33 恐竜博物館来館者ワクワク回遊プロジェクト								
33	補助金を市町へ支給した場合の市町が行った一般競争入札における一者応札への対応	県が市町に補助金を支給している事業においては、その市町の事業者であることを参加条件とすることは禁止したり、一者応札となった場合には県内の事業者であることを参加条件として再入札を行うことを市町へ要請したりするなど、一者入札を回避するための方策を検討すべきである。	●				●	
No.35 恐竜ブランドキャラクタービジネス促進強化事業								
34	ジュラシックのキャラクター戦略の今後の展開	ジュラシックは他のキャラクターと比べ数が圧倒的に多く、ストーリー化しやすいという優位性がある。この点を活かし、今後も県民からアイデアを募集したり県内出身者を活用したりして長期スパンでストーリーを考え実行することにより福井県のPRに大活躍することを期待したい。						●
No.36 周遊・滞在型観光推進事業								
35	検査調書における検査事項	検査日現在において未払いとなっていた支出については市町に確認・指導し支払状況を後日フォローすることが必須であり、当該事項を検査調書の検査項目として明記すべきである。また「指導改善」という文言は、一般的には検査事項について異常点があることを想起させるため、検査調書の文言についても何らかの工夫が必要であろう。	●					
36	1者入札	直営事業の場合に比して補助事業の場合、業者の選定に直接関与できるわけではないが、1者入札となった原因については聴取りした上で、補助者の立場として指導していくことが望ましい。	●				●	
No.37 民宿リニューアル支援事業								
37	検査調書における検査事項	検査日現在において未払いとなっていた支出については市町に確認・指導し支払状況を後日フォローすることが必須であり、当該事項を検査調書の検査項目として明記すべきである。また「指導改善」という文言は、一般的には検査事項について異常点があることを想起させるため、検査調書の文言についても何らかの工夫が必要であろう。	●				●	
38	成果指標	「間接補助先たる民宿事業者の延べ宿泊者数」を成果指標とした方が適切ではないかと考える。また、成果指標の目標値を、実績に即した意味のある値に再設定する必要がある。			●	●		

No.	事業名		監 査 の 観 点						
	項目	内容	合規性	経済性	効率性	有効性	公平性	内部統制	その他
No.38 北陸新幹線開業に向けたインバウンド対策事業									
	39	補助事業の設計				●			
	40	成果指標			●	●			
No.39 関西・中京圏からの誘客課強化事業									
	41	マスクケースの配布		●					
	42	1者入札		●					
	43	成果指標			●	●			
No.41 福井を学ぶ体験旅行推進事業									
	44	事業に対する市町の参加状況				●			
No.42 国際観光推進事業									
	45	補助先における外部委託業者選定状況の把握	●					●	
	46	成果指標			●	●			
No.45 北陸新幹線開業に向けたふくいブーム創出事業									
	47	活動指標・成果指標 / 事業内容(事業ユニット)の数より少ない指標の数		●	●	●			
No.46 北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業									
	48	活動指標・成果指標 / 事業内容(事業ユニット)の数より少ない指標の数		●	●	●			
No.47 北陸新幹線開業に向けたメディアプロモーション事業									
	49	活動指標・成果指標 / 指標に関するマニュアルの作成		●	●	●			
No.48 北陸新幹線開業に向けたおもてなし機運醸成事業									
	50	活動指標・成果指標 / 事業内容(事業ユニット)の数より少ない指標の数		●	●	●			

No.	事業名		監 査 の 観 点						
	項目	内容	合 規 性	経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性	内 部 統 制	そ の 他
No.54 ふるさと貢献促進事業									
	51	「ふるさと起業家の新産業創出を応援」寄付の成果評価				●	●		
	52	成果指標・活動指標		●	●	●			
	53	ふるさと貢献寄付の周知				●	●		
No.55 ふるさと納税による新事業創出支援事業									
	54	当事業の県民及び事業者への認知度向上				●	●		
No.57 外国人児童生徒等支援事業									
	55	成果指標の設定				●	●		
	56	チェックシートの記載						●	
No.58 新福井ふるさと茶屋支援事業									
	57	成果指標				●	●		
No.59 市町協働による地域みらい応援プロジェクト									
	58	成果指標				●	●		
No.60 集落活性化支援事業									
	59	成果指標				●	●		
No.61 中山間農継続支援事業									
	60	活動指標・成果指標 / 事業内容(事業ユニット)の数より少ない指標の数		●	●	●			